

岐阜県公報

号外(五) 平成二十五年四月一日

目次

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	二
岐阜県職員委員会規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	三七
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	六一
附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	七一
岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令	(同)	七二
岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令	(同)	七二

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 七一

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令 (同) 七二

訓令 甲

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十五年四月一日

規 則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表旅券センターの項を削り、同表中

岐阜県畜保健衛生所 競技力向上対策課	保健衛生課病性鑑定 岐阜市駐在の職員
旅券センター	全職員
中央家畜保健衛生所	保健衛生課病性鑑定

第一係及び病性鑑定第一係の職員

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県職員委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県職員委員会規則（昭和三十一年岐阜県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「し、又は委嘱」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表を次のように改める。

区分	報酬
岐阜県土地利用審査会委員	会長である委員 日額 一、二、五〇〇円
岐阜県公審査会委員	その他の委員 日額 一、一、〇〇〇円
岐阜県国民保護協議会委員	日額 一〇、五〇〇円
岐阜県国民保護協議会専門委員	
岐阜県防災会議委員	
岐阜県防災会議専門委員	
岐阜県消防・医療連携協議会委員	
岐阜県メデイカルコントロール協議会委員	
岐阜県特別職報酬等審議会委員	
岐阜県職員委員会委員	

岐阜県情報公開審査会委員
 岐阜県個人情報保護審査会委員
 岐阜県公益認定等審査会委員
 岐阜県公務災害補償等認定委員会委員
 岐阜県公務災害補償等審査会委員
 岐阜県職員保健審査会委員
 岐阜県指定管理者審査委員会委員
 岐阜県施設等有効活用事業審査委員会委員
 岐阜県固定資産評価審査委員会委員
 自治紛争処理委員
 岐阜県交通安全対策会議委員
 岐阜県交通安全対策会議特別委員
 岐阜県環境審査委員会
 岐阜県環境審査専門調査員
 岐阜県公害審査会専門調査員
 岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会委員
 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会委員
 岐阜県環境影響評価審査委員会委員
 岐阜県環境影響評価審査専門調査員
 岐阜県自然環境保全審査委員会委員
 岐阜県自然環境保全審査専門委員
 岐阜県青少年育成審査委員会委員
 岐阜県男女共同参画二十一世紀審査委員会委員
 ぎふ少子化対策県民連携会議委員
 ぎふ少子化対策県民連携会議専門委員
 岐阜県私立学校審査委員会委員
 岐阜県生涯学習審査委員会委員
 岐阜県生涯学習審査専門委員
 岐阜県地方改善促進審査委員会委員
 岐阜県消費生活安定審査委員会委員
 岐阜県苦情処理委員会委員
 岐阜県社会福祉審査委員会委員
 保健所運営協議会委員
 岐阜県准看護師試験委員
 岐阜県医療審査委員会委員
 歯科技工士国家試験委員
 岐阜県地方独立行政法人評価委員会委員
 岐阜県地方独立行政法人評価委員会専門委員
 岐阜県精神医療審査委員会委員

岐阜県感染症診査協議会委員
 岐阜県精神保健福祉協議会委員
 岐阜県生活習慣病検診等管理指導審査委員会委員
 岐阜県生活衛生適正化審査委員会委員
 クリーニング師試験委員
 調理師試験委員
 製菓衛生師試験委員
 岐阜県公衆浴場入浴料金審査委員会委員
 岐阜県麻薬中毒審査委員会委員
 岐阜県薬事審査委員会委員
 岐阜県介護保険審査委員会委員
 岐阜県介護保険審査専門調査員
 岐阜県障害者施策推進協議会委員
 岐阜県障害者介護給付費等不服審査委員会委員
 岐阜県障害児通所給付費等不服審査委員会委員
 岐阜県児童福祉審査委員会委員及び臨時委員
 岐阜県国民健康保険審査委員会委員
 岐阜県後期高齢者医療審査委員会委員
 岐阜県福祉サービ入第三者評価推進審査委員会委員
 岐阜県職業能力開発審査委員会委員
 岐阜県郷土工芸品審査委員会委員
 岐阜県大規模小売店舗立地審査委員会委員
 岐阜県産業会館指定管理者審査委員会委員
 飛騨・美濃の観光を考える委員会委員
 飛騨・美濃すくれもの認定審査委員会委員
 岐阜県農政審査委員会委員
 岐阜県農政審査専門委員
 岐阜県卸売市場審査委員会委員
 岐阜県農業共済保険審査委員会委員
 岐阜県農業農村整備委員会委員
 岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会委員
 岐阜県森林審査委員会委員
 岐阜県木の国・山の国民会議委員
 岐阜県水源地域保全審査委員会委員
 清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審査委員会委員
 岐阜県緑の博士認定審査委員会委員
 岐阜県林業士認定審査委員会委員
 岐阜県建設工事紛争審査委員会委員
 岐阜県建設業審査委員会委員

秘書業務専門職 月額 一九四、一〇〇円	区分 報酬	本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。 岐阜県公共用地利用審議会委員 岐阜県入札制度運営調査委員会委員 岐阜県事業評価監視委員会委員 岐阜県入札監視委員会委員 岐阜県自然工法管理士認定審議会委員 岐阜県建設発生土処理対策調査委員会委員 岐阜県水防協議会委員 岐阜県都市計画審議会委員 岐阜県都市計画審議会専門委員 岐阜県国土利用計画審議会委員 岐阜県景観審議会委員 岐阜県屋外広告物審議会委員 岐阜県地価調査委員会委員 岐阜県建築審査委員会委員 岐阜県建築士審査委員会委員 岐阜県開発審査委員会委員 岐阜県宅地建物取引業審議会委員 岐阜県政府調達苦情検討委員会委員 岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会委員 岐阜県教職員保健審査委員会委員 岐阜県教科用図書選定審議会委員 岐阜県地方産業教育審議会委員 岐阜県社会教育委員 岐阜県文化財保護審議会委員 岐阜県博物館協議会委員 岐阜県美術館協議会委員 岐阜県図書館協議会委員 岐阜県現代陶芸美術館協議会委員 岐阜県スポーツ推進審議会委員 岐阜県警察署協議会委員 岐阜県留置施設視察委員会委員 岐阜県警察職員保健審査委員会委員
-------------------------------	--------------	--

文書審査専門職 月額 一七四、六〇〇円	法務・情報公開課法務顧問 月額 一七四、六〇〇円 予算の範囲内で知事が定める額	情報公開事務専門職 月額 一七四、六〇〇円	業務案内専門職 月額 一七四、六〇〇円	職員研修業務専門職 月額 一七四、六〇〇円	障がい者就労支援オフィスマネージャー 月額 二〇〇、七〇〇円	学校用務専門職 月額 一七四、六〇〇円	ボイラー等管理業務専門職 月額 一七四、六〇〇円	消防学校非常勤医師 日額 一三、七〇〇円	防災通信業務専門職 月額 一七四、六〇〇円	防災会議幹事 日額 一〇、〇〇〇円	防災施設管理専門職 月額 一七四、六〇〇円	防災指導専門職 月額 一七四、六〇〇円	国民保護協議会幹事 日額 一〇、〇〇〇円	行政相談事務専門職 月額 二二五、一〇〇円	報道業務専門職 月額 一七四、六〇〇円	広報業務専門職 月額 一七四、六〇〇円
-------------------------------	--	---------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--	-------------------------------	------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

学芸業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
非常勤健康管理医	月額	一五九、四〇〇円
税務事務専門職	月額	二〇三、七〇〇円
税務相談事務専門職	月額	二〇三、七〇〇円
家屋評価事務専門職	月額	二七四、六〇〇円
警備業務専門職	月額 （深夜の割増賃金を含む）	一七四、六〇〇円
庁舎管理業務専門職	月額	二七四、六〇〇円
県有財産管理事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
叙勲事務専門職	月額	二〇六、一〇〇円
選挙長	月額	一〇、六〇〇円
選挙分会長	月額	一〇、六〇〇円
審査分会長	月額	一〇、六〇〇円
選挙立会人	月額	八、八〇〇円
審査分会立会人	月額	八、八〇〇円
統計調査員	予算の範囲内で知事が定める額	
清流の国ぎふ広報業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
宗教法入業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
NPO施策推進専門職	月額	一七四、六〇〇円
浄化槽管理指導専門職	月額	一七四、六〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額	一九六、六〇〇円
埋立適正化推進員	月額	一七四、六〇〇円
自然保護員	月額	一七四、六〇〇円
生物多様性業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
乗鞍環境パトロール員	予算の範囲内で知事が定める額	
被害青少年相談員	月額 又は日額	一九四、一〇〇円 一〇、〇〇〇円
青少年育成専門職	月額 （深夜の割増賃金を含む）	一九四、一〇〇円
男女共同参画プラザ管理運営専門職	月額	一七四、六〇〇円
男女共同参画プラザ相談専門職	月額 又は日額	一七四、六〇〇円 七、八〇〇円
青少年育成推進指導員	予算の範囲内で知事が定める額	
立入調査員	予算の範囲内で知事が定める額	
人権啓発指導員	月額	二〇一、四〇〇円
消費生活専門職	月額	一七四、六〇〇円

県民生活総括相談員	月額	二六三、五〇〇円
県民生活相談員	月額	二二五、一〇〇円
消費生活相談員	月額	二二四、七〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額	一三、五〇〇円
社会福祉法人指導監査専門職	月額	二七四、六〇〇円
保健所非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
保健所試験検査業務専門職	月額	一八〇、四〇〇円
非常勤診療放射線技師	日額	七、八〇〇円
衛生環境技術指導員	月額	二六三、五〇〇円
衛生検査業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
環境検査業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
メディカルアドバイザー	日額	一三、七〇〇円
医療安全相談員	月額	一九四、一〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	月額	二四四、七〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円
衛生専門学校実習指導教員	月額	二五四、二〇〇円
看護専門学校非常勤講師	月額	二五四、二〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円
下呂看護専門学校施設管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
精神保健指定医	診察一件につき	一三、七〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
がん登録業務専門職	月額	二〇一、四〇〇円
心のダイヤル相談員(医師に限る。)	日額	一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員(医師を除く。)	月額	一九四、一〇〇円
不妊専門相談医師	日額	一三、七〇〇円
不妊専門相談員	日額	九、三〇〇円
動物愛護管理専門職	月額	二二九、一〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額	二七一、三〇〇円
食肉衛生検査業務専門職	月額	一八九、一〇〇円
介護報酬専門職	月額	二二四、七〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
特別児童扶養手当専門職	月額	一七四、六〇〇円
事業所指定業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
補装具業務専門職	月額	一九四、一〇〇円

希望が丘学園非常勤医師 (月額)	予算の範囲内で知事が定める額	月額	五〇、〇〇〇円
希望が丘学園非常勤医師 (日額)	勤務一回につき (深夜の割増賃金を含む) ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額	日額	三三、〇〇〇円
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師		月額	二六六、九〇〇円
希望が丘学園非常勤保育士		月額	一九四、一〇〇円
希望が丘学園非常勤総括診療放射線技師		月額	二六六、九〇〇円
希望が丘学園非常勤看護師		月額	二二五、五〇〇円
希望が丘学園非常勤薬剤師		月額	二二七、〇〇〇円
希望が丘学園非常勤薬剤師		月額	二八四、七〇〇円
希望が丘学園非常勤薬剤師		月額	二四六、三〇〇円
希望が丘学園非常勤薬剤師		月額	二〇二、〇〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員		月額	二二二、九〇〇円
地域療育システム支援コーディネーター		月額	一九四、一〇〇円
希望が丘学園非常勤理学療法士		月額	二〇八、二〇〇円
希望が丘学園非常勤言語聴覚士		月額	二〇八、二〇〇円
希望が丘学園非常勤作業療法士		月額	二〇八、二〇〇円
希望が丘学園非常勤臨床心理士		日額	一〇、〇〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師		日額	一三、七〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職		月額	一七四、六〇〇円
子ども相談センター非常勤医師		日額	一三、七〇〇円
児童心理相談員		月額	二〇一、四〇〇円
家庭支援子ども電話相談員		月額	一九四、一〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職		月額	二〇一、四〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職		月額	一九四、一〇〇円
児童虐待対応専門職		月額	一九四、一〇〇円
児童虐待対応強化専門職		月額	一九四、一〇〇円
里親対策専門職		月額	一九四、一〇〇円
児童相談派遣専門職		月額	一九四、一〇〇円
一時保護児童学習指導専門職		月額	一九四、一〇〇円
心理判定業務専門職		月額	一九四、一〇〇円
女性相談センター非常勤医師		日額	一三、七〇〇円
女性支援電話相談員		月額	一七四、六〇〇円
女性心理相談員		月額	一九四、一〇〇円

女性相談員	月額	二〇一、四〇〇円
女性支援業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
同伴児童指導員	月額	一七四、六〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額	六九、二〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額	一八〇、一〇〇円
わかあゆ学園調理業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
ひとり親自立支援員	月額	二七四、六〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	二二四、七〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額	一四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	日額	二一、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
援護事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
就労支援員	月額	一七四、六〇〇円
生活保護面接相談員	月額	一九四、一〇〇円
戦傷病者相談員	年額	二五、一〇〇円
戦没者遺族相談員	年額	二五、一〇〇円
地域雇用対策専門職	月額	一七四、六〇〇円
障害者職業訓練コーディネーター	日額	七、九一八円
産業人材育成コーディネーター	日額	七、八六〇円
企業立地専門職	月額	一七四、六〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
研究開発推進専門職	月額	三二五、一〇〇円
産業技術指導員	月額	二六三、五〇〇円
セラミックス技術指導員	月額	二六三、五〇〇円
向上訓練推進専門職	月額	一七四、六〇〇円
職業訓練指導専門職	月額	二二五、五〇〇円
職業能力開発校施設管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
職業能力開発校講師	月額	一七四、六〇〇円
職業能力開発短期大学校非常勤講師	授業一時間につき	一六、五〇〇円
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	授業一時間(五十分)につき	一六、五〇〇円

情報科学芸術大学院大学非常勤講師	授業(一時限(九十分)につき)	三四、〇〇〇円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額	二五五、一〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	月額	一七四、六〇〇円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	月額	二二二、九〇〇円
情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	月額	二六九、〇〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額	一九四、一〇〇円
モノづくりコーディネーター	月額	三六三、八〇〇円
デザイン業務専門職	月額	二八七、〇〇〇円
技術支援専門職	月額	二五五、一〇〇円
観光交流推進局顧問	年額	一、五〇〇、〇〇〇円
観光情報アドバイザー	月額	二七四、六〇〇円
観光物産アドバイザー	月額	二〇六、一〇〇円
翻訳・通訳専門職	月額	二三八、九〇〇円
在在外国人行政相談員	勤務(一時間につき)	二、〇〇〇円
旅券事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
岐阜県競馬管理専門職	月額	四一九、三〇〇円
園場等管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理員	予算の範囲内で知事が定める額	
農業技術指導員	月額	一八二、九〇〇円
畜産技術指導員	月額	一八二、九〇〇円
畜産管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
酪農管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
水産管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額 又は授業(一時限につき)	二二五、一〇〇円 五、八五〇円
農業大学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
果樹病虫害発生予察事業調査員	予算の範囲内で知事が定める額	
病虫害防除員	予算の範囲内で知事が定める額	
農業大学校施設管理業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む)	一七四、六〇〇円
農業大学校家畜飼育業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	授業(一時限(九十分)につき)	三三、〇〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額	一七四、六〇〇円

土地改良登記事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林地理情報処理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林管理指導専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林文化アカデミー学長	予算の範囲内で知事が定める額	
森林文化アカデミー非常勤講師	授業一時限(九十分)につき	三三、〇〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林文化アカデミー学校事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	月額	一七四、六〇〇円
森林整備推進専門職	月額	一七四、六〇〇円
サポートセンター専門職	月額	一七四、六〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
建設業事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
登記事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
土木技術専門職	月額	一七四、六〇〇円
	年額	三〇、〇〇〇円
	ただし、通行規制業務	
道路通行規制管理員	月額	二二四、七〇〇円
道路管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
特殊車両通行許可事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
排水機管理専門職	月額	一七四、六〇〇円
河川施設管理専門職	月額	一七四、六〇〇円
ダム施設管理専門職	月額	一七四、六〇〇円
ダム施設管理専門職	月額	一七四、六〇〇円
ひ門管理員	月額	一四、四〇〇円
ひ門管理員	月額	一四、四〇〇円
排水機場操作員	勤務一時間につき	一、七〇〇円
ひ門等操作員	勤務一時間につき	一、一〇〇円
土地価格審査専門職	日額	一〇、〇〇〇円
国土調査・土地取引調査事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
構造計算専門員	日額	三一、五〇〇円

に從事した場合は、日出前又は日没後の業務一回につき七八〇円を、日出から日没までの業務一回につき五二〇円を当該年額に加算した

た、調査一回につき八〇円を、調査一回につき七八〇円を、調査一回につき五二〇円を当該年額に加算した

は、調査一回につき八〇円を、調査一回につき七八〇円を、調査一回につき五二〇円を当該年額に加算した

位、調査一回につき七八〇円を、調査一回につき五二〇円を当該年額に加算した

二十八年岐県規則第三

理員設置規則昭和三

ただし、岐阜県ひ門管

月額は、一四、四〇〇円

建築構造専門委員	月額	一〇、〇〇〇円
建築事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
衛生検査業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
会計事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
議会警備業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む)	一七四、六〇〇円
監査業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
労働関係紛争あつせん員	日額	一〇、〇〇〇円
教職員保健管理医	年額	四七、〇〇〇円
学校非常勤医師	月額	一〇、〇〇〇円
県立学校非常勤講師	授業一時間につき	五、四〇〇円
市町村立定時制高等学校非常勤講師	授業一時間につき	四、一五〇円
公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき	二、八〇〇円
市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき	二、八〇〇円
学習指導要領時数増対応非常勤講師	勤務一時間につき	二、八〇〇円
県立学校業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
県立学校事務専門職	月額	一七四、六〇〇円
県立学校実習補助専門職	月額	一七四、六〇〇円
県立学校介護専門職	月額	一七四、六〇〇円
給食業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
教育支援相談員	月額	一九四、一〇〇円
外国語指導助手(平成二十四年三月三十一日以前に採用された者)	月額	三〇〇、〇〇〇円
外国語指導助手(平成二十四年四月一日以降に採用された者)	月額	三三〇、〇〇〇円
スクールカウンセラー	勤務一時間につき	五、〇〇〇円
カウンセリング相談員	勤務一時間につき	三、五〇〇円
スクール相談員	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
子どもと親の相談員	勤務一時間につき	一、〇〇〇円
生徒指導推進協力員	勤務一時間につき	一、〇〇〇円
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
キャリア教育アドバイザー	勤務一時間につき	二、〇〇〇円
いじめ問題電話相談業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
教育相談業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額	一〇、〇〇〇円

特別天然記念物力モシ力巡視員	月額	四、二〇〇円
文化財保護巡視員	日額	二、一〇〇円
家庭教育推進専門職	月額	二二四、七〇〇円
図書館司書業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
図書館教育普及業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
図書館管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
高山陣屋学芸業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
高山陣屋説明専門職	月額	一八六、七〇〇円
高山陣屋管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
高山陣屋警備業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む)	一七四、六〇〇円
博物館学芸業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
博物館管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
美術館顧問	年額	九六七、〇〇〇円
美術館副館長	月額	三一六、四〇〇円
美術館学芸業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
美術館普及業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
美術館管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
現代陶芸美術館顧問	年額	六〇〇、〇〇〇円
現代陶芸美術館副館長	月額	四二一、七〇〇円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	月額	一九四、一〇〇円
現代陶芸美術館管理業務専門職	月額	一七四、六〇〇円
学校医	予算の範囲内で知事が定める額	
学校歯科医	予算の範囲内で知事が定める額	
学校薬剤師	年額	一五三、〇〇〇円
総括警察安全相談員	月額	三三七、九〇〇円
警察安全相談員	月額	二二四、四〇〇円
警察情報公開窓口専門職	月額	二二四、四〇〇円
警察職員健康管理医	月額	一五九、四〇〇円
警察精神保健相談非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
警察職員相談事務専門職	月額	三三七、九〇〇円
警察非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
地域安全活動総括アドバイザー	月額	三三七、九〇〇円
地域安全活動アドバイザー	月額	二二四、四〇〇円
地域安全巡回指導教育専門職	月額	一八六、七〇〇円

交番相談員	月額 二二四、四〇〇円
スクールサポーター	月額 二二四、四〇〇円
MSリーダーズ支援アドバイザー	月額 二二四、四〇〇円
少年相談総括アドバイザー	月額 三三七、九〇〇円
少年相談アドバイザー	月額 二二四、四〇〇円
環境監視活動アドバイザー	月額 四九、一〇〇円
鉄砲等行政指導専門職	月額 二二四、四〇〇円
捜査情報分析事務専門職	月額 二二四、四〇〇円
手口業務専門職	月額 二二四、四〇〇円
被害回復・社会復帰アドバイザー	月額 二二四、四〇〇円
外国人交通安全教育指導員	月額 二九四、一〇〇円
交通安全教育専門職	月額 一七四、六〇〇円
放置違反金徴収専門職	月額 二二四、四〇〇円
交通聴聞専門職	月額 三三七、九〇〇円
取消処分者講習専門職	月額 一九四、一〇〇円
初心運転者講習専門職	月額 一九四、一〇〇円
運転免許更新事務専門職	月額 一七四、六〇〇円

警察学校教育参与	月額 二二五、一〇〇円
警察術科指導専門職	月額 二二四、四〇〇円
食品安全相談員	月額 二六六、九〇〇円
契約事務専門職	月額 一七四、六〇〇円
育児休業推進職	月額 二七〇、五〇〇円
宿日直業務専門職	月額 六〇〇円 勤務一回につき、宿直にあつては八、九〇〇円(深夜の割増賃金を含む)、日直にあつては五、六〇〇円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、六〇〇円
国際交流員(平成二十四年三月三十一日以前に採用された者)	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額
国際交流員(平成二十四年四月一日以降に採用された者)	月額 三三〇、〇〇〇円
調理業務専門職	月額 一八〇、一〇〇円

付則第二項を削り、付則第一項の項番号を削る。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区 分	定 数
知事直轄組織(秘書課、広報課及び行政管理課に限る。)	四三人
知事直轄組織(危機管理課、原子力防災室、防災課及び消防課に限る。)	五九人
総務部	三三九人
総合企画部	二五三人
環境生活部	二〇〇人
健康福祉部	七二〇人
商工労働部(情報科学芸術大学院大学を除く。)	三三九人
農政部	七三三人
林政部	二三五五人
県土整備部	五九一人
都市建築部(企業会計職員を除く。)	一三六六人
出納事務局	三六六人
計	三、六四四人
情報科学芸術大学院大学	二九人
都市建築部(企業会計職員に限る。)	六四人
計	九三人
合 計	三、七三七七人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表(岐阜県教育機関)に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。)の長の項第一号中「及び飛騨特別支援学校下呂分校」を削る。

第三条の表(教育長の項第三号中「規定による」を「規定により」に、「第十一号」を「第十九号」に改め、同項第三十号から第三十三号までを削り、第二十九号を第三十一号とし、第二十五号から第二十八号までを削り、第二十四号を第三十号とし、第十八号から第二十三号までを六号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「球技場の」を「長良川球技場(以下「球技場」という。))」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十五号及び第十六号を削り、同項第十四号中「第五条第二項ただし書の規定による長良川球技場(以下「球技場」という。))の使用料の前納の特例」を「第五条第三項の規定による利用料金の承認」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十三号を第二十一号とし、第八号から第十二号までを八号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の八号を加える。

八 岐阜県都市公園条例第九条の二第三項の規定によるメモリアルセンターの指定管理者の指定に関すること。

九 岐阜県都市公園条例第九条の二第四項の規定によるメモリアルセンターの指定管理者の名称等の変更届出の受付に関すること。

十 岐阜県都市公園条例第九条の三第一項の規定によるメモリアルセンターの指定管

理者の指定の取消し又は管理業務の停止に関する事。

十一 岐阜県都市公園条例第九条の五第一項及び第二項の規定によるメモリアルセンターの臨時休業又は休業日の変更、利用時間の変更及び利用の制限に関する事。

十二 岐阜県都市公園条例第九条の六の規定によるメモリアルセンターの事業計画書の受付に関する事。

十三 岐阜県都市公園条例第九条の七の規定によるメモリアルセンターの管理業務の休止又は廃止に関する事。

十四 岐阜県都市公園条例第九条の八の規定によるメモリアルセンターの公示に関する事。

十五 岐阜県都市公園条例第九条の九第二項の規定によるメモリアルセンターの利用料金の承認に関する事。

第三条の表教育長の項中第三十四号を第三十二号とし、第三十五号から第五十号までを二号ずつ繰り上げ、同項第五十一号中「第五条の二第二項ただし書の規定による岐阜アリーナ（以下「アリーナ」という。）の使用料の前納の特例」を「第五条第三項の規定による利用料金の承認」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項第五十二号及び第五十三号を削り、同項第五十四号中「アリーナ」を「岐阜アリーナ（以下「アリーナ」という。）」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第五十五号を第五十一号とし、第五十六号から第八十四号までを四号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二岐阜振興局長の項を削り、同表西濃振興局長の項中「西濃家畜保健衛生所」

を「中央家畜保健衛生所」に改め、「大垣土木事務所」の下に、「岐阜・西濃建築事務所」を加える。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部一の項中「岐阜振興局の所管区域に所在する職員の宿舎に係るもの及び」を削り、同部七の項第一号中「移送取扱所については、二以上の振興局（振興局の事務所を含む。）の区域にわたって設置される場合を除く。以下同じ。」を削り、「取扱所（）」の下に「移送取扱所については、二以上の振興局（振興局の事務所を含む。）の所管区域又は岐阜地域調整室及び振興局の所管区域にわたって設置される場合を除く。」を加え、同項第四号中「ときはその旨」を「ときに、その旨」に改め、同項第十号中「許可」を「第十一条第一項の許可」に改め、同項第二十四号中「すべて」を「全て」に、「関係」を「若しくは関係」に、「必要最小限度」を「必要最小限度」に改め、同項第二十五号中「規定による承認」を「承認」に改め、同項第二十七号中「当該申請者」を「当該完成検査前検査の申請者」に改め、同部八の項中「清流の国ぎぶづくり推進課及び環境管理課」を「環境管理課及び自然環境保全課」に改め、同項第一号中「所管区域」の下に「又は岐阜地域環境室及び振興局の所管区域」を加え、同項第二十一号中「組合等の報告」を「組合等から報告」に改め、同部九の項中「清流の国ぎぶづくり推進課及び環境管理課」を「環境管理課及び自然環境保全課」に改め、同部十の項及び十二の項から十四の項までの規定中「中濃振興局長及び」を削り、同部二十五の二の項第七号中「第五条」を「第六条」に改め、同部二十五の四の項第十五号中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第十二号」に改め、同部二十七の項中「所管区域」の下に「又は岐阜地域環境室及び振興局の所管区域」を加え、同項第六号中「の行為の実施状況」を「に掲げる行為の実施状況」に改め、同項第十四号中「同項第五号」を「第五号」に改め、同項第十八号中「若しくは第十九条第一項各号」を削り、同部二十八の項第四号中「同条第五項の届出の例による」を削り、同項第八号中「第一号」を「条例第二十一条第一項」に改め、同部二十九の項第五号中「前号の」を削り、同項第六号中「第四号の」を削り、同項第七号中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改め、同項第三十号中「銃猟」を「承認対象捕獲等」に改め、同項第四十一号中「第七条第十項又は第十一項」を「第七条第十一項又は第十二項」に改め、「第四号の」を削り、同項第四十二号中「第七条第十二項又は第十三項」を「第七条第十三項又は第十四項」に改め、同部三十一の項から三十三の項までを削り、同部三十四の項中「条例」という。「」の下に「及び岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百号。以下この項中「規則」という。）」を加え、同項第四

<p>三 身体障害者</p> <p>二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十条第一項第一号の規定により市町村の援護</p>	<p>要保護者の居住場所に立入調査をさせ、又は医師若しくは歯科医師の検診を命ずること。</p> <p>6 法第二十八条第四項の規定により保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。</p> <p>7 法第三十条から第三十七条の二までに規定する保護の方法を決定すること。</p> <p>8 法第四十八条第四項の規定により保護施設の長からの届出を受けること。</p> <p>9 法第六十一条の規定により被保護者の居住地、世帯構成等の変更届を受けること。</p> <p>10 法第六十二条第三項及び第四項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすること及びその処分について弁明の機会を与えること。</p> <p>11 法第六十三条の規定により被保護者の返還する額を決定し、これを徴収すること。</p> <p>12 法第七十六条第一項の規定により遺留金品を処分すること。</p> <p>13 法第七十七条第一項の規定により扶養義務者から徴収する費用の額を決定し、これを徴収すること。</p> <p>14 法第七十八条の規定により不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者から徴収する費用の額を決定し、これを徴収すること。</p> <p>15 法第八十条の規定により保護金品の返還を免除すること。</p> <p>16 法第八十一条の規定により後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。</p> <p>1 法第十四条の規定により支給給付の実施をすること。</p>
<p>四 老人福祉法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>9 法第二十条の十第一項の規定により市町村に対し必要な助言をすること。</p> <p>8 法第十八条の二の規定により改善命令等を行うこと。</p> <p>7 法第十八条第二項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること（県立施設に係るものを除く。）。</p> <p>6 法第十八条第一項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。</p> <p>5 法第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定により老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置、変更、廃止等の届出を受けること。</p> <p>4 法第十四条から第十四条の三までの規定により老人居宅生活支援事業の開始、変更、廃止等の届出を受けること。</p> <p>3 法第六条の二第二項の規定により市町村に対し必要な助言を行うこと。</p> <p>2 法第六条の二第一項第二号の規定により、老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握を行うこと。</p> <p>1 法第六条の二第一項第一号の規定により、法に基づく福祉の措置の実施に関し、必要な援助及び付随する業務を行うこと。</p>	<p>福祉法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>の実施に関し必要な援助及び付随する業務を行うこと。</p> <p>2 法第十条第一項第二号イの規定により身体障害者の福祉に関し各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握を行うこと。</p> <p>3 法第十条第二項の規定により市町村に対し必要な助言を行うこと。</p> <p>4 法第三十九条第二項の規定により報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。</p>

<p>10 法第二十九条第六項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは有料老人ホーム等に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。</p>	<p>五 介護保険法 (以下この項中「法」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる旧介護保険法(以下この項中「旧法」という。)の施行に関する事務</p>
<p>1 法第二十四条の規定により居宅サービス等に関する報告若しくは物件の提示を命じ、又は所属職員に質問させること。 2 法第七十条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定をすること。 3 法第七十条の二第一項(法第一百五十五条の十一において準用する場合を含む。)の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新をすること。 4 法第七十一条第一項ただし書又は第七十二条第一項ただし書の規定により指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。 5 法第七十五条の規定により指定居宅サービス事業者に係る名称等の変更等の届出を受けること。 6 法第七十五条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。 7 法第七十六条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。 8 法第七十六条の二第一項から第三項までの規定により勧告、公表及び命令をすること。 9 法第七十七条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。 10 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定をすること。 11 法第七十九条の二第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定の更新をすること。 12 法第八十二条の規定により指定居宅介護支援事業者に係る名称等の変更等の届出を受けること。 13 法第八十二条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。 14 法第八十三条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p>	<p>15 法第八十三条の二第一項から第三項までの規定により勧告、公表及び命令をすること。 16 法第八十四条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。 17 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定をすること。 18 法第八十六条の二第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定の更新をすること。 19 法第八十九条の規定により指定介護老人福祉施設に係る開設者の住所等の変更の届出を受けること。 20 法第八十九条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。 21 法第九十条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。 22 法第九十一条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退に係る届出を受けること。 23 法第九十一条の二第一項から第三項までの規定により勧告、公表及び命令をすること。 24 法第九十二条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。 25 法第九十五条の規定により介護老人保健施設の管理に関する承認をすること。 26 法第九十八条第一項第四号の規定により介護老人保健施設の広告制限の特例に係る許可をすること。 27 法第九十九条の規定により介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出を受けること。 28 法第九十九条の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。 29 法第一百条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。 30 法第一百一条の規定により介護老人保健施設の設備の使用制限等を命ずること。 31 法第一百二条第一項の規定により介護老人保健施設の管理者の変更を命ずること。 32 法第一百三条第一項から第三項までの規定により勸</p>

	<p>告、公表及び命令をすること。</p> <p>33 法第百十五條の二第一項の規定により指定介護予防サービスマニヤ者を指定すること。</p> <p>34 法第百十五條の五の規定により指定介護予防サービスマニヤ者に係る名称等の変更等の届出を受けること。</p> <p>35 法第百十五條の六第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。</p> <p>36 法第百十五條の七第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>37 法第百十五條の八第一項から第三項までの規定により勸告、公表及び命令をすること。</p> <p>38 法第百十五條の九第一項の規定により指定介護予防サービスマニヤ者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>39 法第百十五條の三十二第二項から第四項までの規定により業務管理体制の整備に関する事項の届出又は届出事項の変更の届出を受けること（市町村長又は厚生労働大臣に届け出るものを除く）。</p> <p>40 法第百十五條の三十三第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>41 法第百十五條の三十四第一項から第三項までの規定により勸告、公表及び命令をすること。</p> <p>42 法第百十五條の三十五第四項の規定により指定介護予防サービスマニヤ者に対して介護予防サービスマニヤ者等を命ずること。</p> <p>43 法第百十五條の三十五第五項の規定により介護予防サービスマニヤ者の報告等を命じた旨を市町村長に通知すること。</p> <p>44 法第百十五條の三十五第六項の規定により指定介護予防サービスマニヤ者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること（指定地域密着型サービスマニヤ者、指定地域密着型介護予防サービスマニヤ者及び指定介護予防支援サービスマニヤ者に係るものを除く）。</p> <p>45 法第百十五條の三十五第七項の規定により指定地域密着型サービスマニヤ者等の指定を取り消し、又は指定の効力を停止することが適当と認められる旨を</p>
	<p>六 児童福祉法（以下この項中「法」という。）及び児童福祉法施行令（以下この項中「施行令」という。）の施行に関する事務</p>
<p>46 市町村長に通知すること。</p> <p>47 法第百十九條第一項の規定により市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすること。</p> <p>48 旧法第百七條の二第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を更新すること。</p> <p>49 旧法第百八條第一項の規定により指定介護療養型医療施設に係る指定の変更をすること。</p> <p>50 旧法第百十一條の規定により指定介護療養型医療施設に係る開設者の住所等の変更の届出を受けること。</p> <p>51 旧法第百十一條の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。</p> <p>52 旧法第百十二條第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員をして質問若しくは検査をさせること。</p> <p>53 旧法第百十三條の二第一項から第三項までの規定により勸告、公表及び命令をすること。</p> <p>54 旧法第百十四條第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。</p> <p>1 法第百十一條第一項第一号の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な援助及び付随する業務を行うこと。</p> <p>2 法第百十一條の五の二十一第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは立入検査をさせること（県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第五号まで、第十三号、第十四号及び第十六号において同じ）。</p> <p>3 法第百十一條の五の二十二第一項の規定により基準を遵守する等の措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>4 法第百十一條の五の二十六第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは立入検査をさせること（法第百二十四條の十九の二において準用する場合を含む。次号において同</p>	

	<p>じ。)</p> <p>5 法第二十一条の五の二十七第一項の規定により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。</p> <p>6 法第二十一条第一項の規定により助産施設において助産を行うこと。</p> <p>7 法第二十一条第三項の規定により助産の実施の申込みを勧奨すること。</p> <p>8 法第二十一条第四項の規定により所管区域内における助産施設に関する情報を提供すること。</p> <p>9 法第二十三条第一項の規定により保護者及び児童を母子生活支援施設に保護し、及び適切な保護を加えること。</p> <p>10 法第二十三条第三項の規定により所管区域外の母子生活支援施設への入所に係る連絡及び調整を図ること。</p> <p>11 法第二十三条第四項の規定により母子保護の実施の申込みを勧奨すること。</p> <p>12 法第二十三条第五項の規定により母子生活支援施設に関する情報を提供すること。</p> <p>13 法第二十四条の十五第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査をさせること。</p> <p>14 法第二十四条の十六第一項の規定により勧告すること。</p> <p>15 法第三十一条第一項の規定により児童を満二十歳に達するまで引き続き母子生活支援施設において保護すること。</p> <p>16 法第三十四条の五第一項の規定により必要と認めらるる事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な検査をさせること。</p> <p>17 法第三十四条の十二の規定により一時預かり事業(保育所に併設して実施するものを除く。)に係る届出を受けること。</p> <p>18 法第三十四条の十四第一項の規定により必要と認めらるる事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な検査をさせること。</p> <p>19 法第三十四条の十七第一項の規定により必要と認めらるる事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な検査をさせること。</p>
	<p>七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下この項中「法」という。)及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(以下この項中「省令」という。)の施行に関する</p>
<p>1 法第十九条の規定により障害児福祉手当の受給資格を認定すること(法第二十六条の五において特別障害者手当に準用する場合を含む。次号から第四号までにおいて同じ。)</p> <p>2 法第二十条及び第二十一条の規定により障害児福祉手当の支給停止を決定すること。</p> <p>3 法第二十一条第一項の規定により被災者に対する障害児福祉手当の支給を決定すること。</p> <p>4 法第二十一条第二項の規定により被災者として障害児福祉手当の支給を受けた者について当該損害を受けた年の所得を審査し、返還金額を決定すること。</p> <p>5 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第五条第二項の規定により障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格を再認定すること。</p>	<p>20 法第四十六条第一項の規定による報告徴収、立入検査等(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童家庭支援センターであつて県立施設以外のもの(以下この号及び第二十五号において「助産施設等」という。)に係るものに限る。)をし、及び同条第三項の規定による改善勧告(助産施設等に係るものに限る。)をすること。</p> <p>21 法第五十条第六号及び第六号の三の規定により県が支弁すべき費用を支弁すること。</p> <p>22 法第五十六条の規定により扶養義務者から徴収する費用(法第二十一条及び第二十三条に規定する措置をとつた場合において徴収する費用に限る。)を決定し、及び徴収すること。</p> <p>23 法第五十九条第一項の規定による報告徴収、立入検査等をし、及び同条第三項の規定による改善勧告をすること。</p> <p>24 法第五十九条の二の規定により認可外児童福祉施設に係る届出を受け、及び当該届出に係る事項を市町村長に通知すること。</p> <p>25 施行令第三十八条の規定により所属職員をして児童福祉施設(助産施設等に限る。)の実地検査をさせること。</p>

	<p style="text-align: right;">事務</p> <p>6 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十一条(第三号を除く。)の規定により障害児福祉手当又は特別障害者手当の全部又は一部の支給を決定すること。</p> <p>7 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十二条の規定により障害児福祉手当又は特別障害者手当の支払の一時差止めを決定すること。</p> <p>8 法第三十六条第一項の規定により必要な書類その他の物件の提出を命じ、又は所属職員をして質問させること。</p> <p>9 法第三十六条第二項の規定により医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は所属職員をして障害の状態を診断させること。</p> <p>10 法第三十七条の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は必要な事項の報告を求めること。</p> <p>11 省令第三条(省令第十六条において準用する場合を含む。次号、第十四号及び第十九号において同じ。)の規定により認定をした旨を通知すること。</p> <p>12 省令第四条の規定により支給資格がないと認めたい旨を通知すること。</p> <p>13 省令第五条(省令第十三条及び第十六条において準用する場合を含む。次号から第十九号までにおいて同じ。)の規定により障害児福祉手当所得状況届を受け付けること。</p> <p>14 省令第六条の規定により支給停止の通知をすること。</p> <p>15 省令第七条の規定により氏名変更届を受け付けること。</p> <p>16 省令第八条の規定により住所変更届を受け付けること。</p> <p>17 省令第九条の規定により支給資格喪失届を受け付けること。</p> <p>18 省令第十条の規定により死亡届を受け付けること。</p> <p>19 省令第十一条の規定により支給者の支給資格が消滅した旨を通知すること。</p> <p>20 省令第十七条第一項の規定により請求者又は届出者の口頭による陳述を所属職員に聴取させること。</p> <p>21 省令第十九条に規定する身分証明書を交付すること。</p>
	<p>八 国民年金法等の一部を改正する法律(以下この項中「改正法」という。)第七條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下この項中「旧法」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下この項中「新法」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下この項中「改正政令」という。)、福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令(以下この項中「改正省令」という。)による改正前の障害児福祉手</p> <p>1 旧法第二十六条において準用する旧法第十一条(第三号を除く。)の規定により手当の全部又は一部の支給を決定すること。</p> <p>2 旧法第二十六条において準用する旧法第十二条の規定により手当の支払の一時差止めを決定すること。</p> <p>3 旧法第三十六条第一項の規定により必要な書類その他の物件の提出を命じ、又は所属職員をして質問させること。</p> <p>4 旧法第三十六条第二項の規定により医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は所属職員をして障害の状態を診断させること。</p> <p>5 旧法第三十七条の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は必要な事項の報告を求めること。</p> <p>6 改正法附則第九十七条第二項において準用する新法第二十条及び第二十一条の規定により手当の支給停止を決定すること。</p> <p>7 改正法附則第九十七条第二項において準用する新法第二十一条第一項の規定により被災者に対する手当の支給を決定すること。</p> <p>8 改正法附則第九十七条第二項において準用する新法第二十二条第二項の規定により被災者として手当の支給を受けた者について当該損害を受けた年の所得を審査し、返還金額を決定すること。</p> <p>9 改正法附則第九十九条において準用する新法第三十五条第二項の規定により死亡届を受け付けること。</p> <p>10 改正政令附則第五条第二項の規定により児童扶養手当の認定を受け、又は請求をしている者について手当の支給額を決定すること。</p> <p>11 旧省令第三条の規定により認定をした旨を通知すること。</p> <p>12 旧省令第四条の規定により支給資格がないと認められた旨を通知すること。</p> <p>13 旧省令第六条(旧省令第十三条において準用する場合を含む。次号から第十七号までにおいて同じ。)の規定により改正法附則第九十七条第二項において準用する新法第二十条又は第二十一条の規定による</p>

<p>当及び特別障害者手当の支給に関する省令(以下この項中「旧省令」という。)及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(以下この項中「新省令」という。)の施行に関する事務</p>	<p>14 旧省令第七条の規定により氏名変更届を受け付け 15 旧省令第八条の規定により住所変更届を受け付け 16 旧省令第九条の規定により受給資格喪失届を受け付けること。 17 旧省令第十一条の規定により受給者の受給資格が消滅した旨を通知すること。 18 旧省令第十三条第一項において準用する旧省令第五条の規定により福祉手当所得状況届を受け付けること。 19 旧省令第十四条の規定により請求者又は届出者の口頭による陳述を所属職員に聴取させること。 20 改正省令附則第三条の規定により受給者から児童扶養手当現況届等を受け付けること。 21 改正省令附則第四条第一項において準用する新省令第五条の規定により福祉手当所得状況届を受け付けること。 22 改正省令附則第四条第三項において準用する新省令第十九条に規定する様式によるものとされている身分証明書を交付すること。</p>	<p>十 社会福祉法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第七十条の規定により老人福祉法に規定する軽費老人ホーム若しくは老人福祉センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設(県立施設であるものを除く。)を経営する者</p>
<p>十一 厚生労働大臣から知事に委任された補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二十三条第一項の規定により町村に対して報告をさせ、又は所属職員に立入検査等をさせること(老人福祉法第二十八条及び身体障害者福祉法第三十八条の規定により行つた費用の徴収に係るものに限る。)</p>	<p>十二 障害者基本法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画の策定に関して、各市町村の区域を超えた広域的な見地から必要な支援を行うこと。</p>
<p>十三 登録免許税法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 次に掲げる登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を発行すること。 (一) 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に掲げる登記 (二) 法別表第三の五の二の項の第三欄の第一号に掲げる登記 (三) 法別表第三の十の項の第三欄に掲げる登記 (四) 法別表第三の十二の項の第三欄の第三号に掲げる登記</p>		

<p>十四 民生委員 法（以下この 項中「法」と いう。）の施 行に関する事 務</p>	<p>1 法第十七条第一項の規定により民生委員に対する指揮監督をすること。</p>
<p>十五 放送法 （以下この項 中「法」とい う。）の施行 に関する事務</p>	<p>1 法第六十四条第二項の規定による日本放送協会受送料免除に係る基準に該当することを証明すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p>
<p>十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十九条第一項の規定により市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うこと。 2 法第十九条第二項の規定により市町村に対し必要な助言を行うこと。</p>
<p>十七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二条第二項第一号及び第四号の規定により市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。 2 法第十一条第一項の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は所属職員に質問させること。 3 法第十一条第二項の規定により報告、提出若しくは提示を命じ、又は所属職員に質問させること。 4 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項、第五十一条の三第二項、第五十一条の八十一第一項及び第八十五条第一項の規定により報告、提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問させ、若しくは立入検査をさせること（県立施設を除く施設に係るものに限る。次号から第六号までにおいて同じ。）。</p>
<p>5 法第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条の二十八第一項の規定により基準を遵守すべきことを勧告すること。 6 法第五十一条の四第一項及び第五十一条の三十二第一項の規定により勧告すること。 7 法第七十八条第一項の規定により所管区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議を設置すること。 8 法第九十条の規定により市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について助言を行うこと。</p>	
<p>別表第三精神保健福祉センター所長の部二の項中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同表子ども相談センター所長の部一の項第九号中「調査」の下に「又は質問」を加え、同項中第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。 15 法第三十三条第五項の規定により岐阜県児童福祉審議会の意見を聴くこと。 別表第三農林事務所長の部六の項中「養ほう振興法（）」を「養蜂振興法（）」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に、「岐阜県みつばち転飼条例（）」を「岐阜県養蜂転飼条例（）」に改め、同項第一号中「第二項」を「第三項」に、「養ほう業者」を「養蜂業者等」に改め、同項第二号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 3 法第九条第一項の規定により報告を求め、又はその職員に立入検査等をさせること。</p> <p>別表第三農林事務所長の部六の項第六号中「養ほう業者」を「養蜂業者」に改め、同部十七の項第二号中「及び第十七項」を削り、「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に、「土地改良区等の役員の就任又は退任」を「土地改良区の役員又は清算人の氏名及び住所」に改め、同項第六号中「の権利者」を「に規定する権利者」に改め、同項第二十一号中「規定により」の下に「報告を徴し、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同部に次のように加える。</p>	

<p>二十六 電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号。以下この項中「法」といふ。）及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下この項において「規則」といふ。）の施行に関する事務</p>	<p>二十七 岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下この項中「条例」といふ。）の施行に関する事務</p>
<p>1 法第四十二條第一項の規定により保安規程を定め、届出をすること。 2 法第四十二條第二項の規定により保安規程を変更し、届出をすること。 3 法第四十三條第一項の規定により主任技術者を選任すること。 4 法第四十三條第三項の規定により主任技術者の選任及び解任の届出をすること。 5 法第四十八條第一項の規定により工事の計画及び計画の変更の届出をすること。 6 規則第五十二條第三項の規定により主任技術者を兼ねさせる場合の承認を受けること。</p>	<p>1 条例第十四條第二項の規定により土地所有者等に対し助言及び指導をすること。 2 条例第十五條及び第十七條の規定により届出を受けること。 3 条例第十六條第一項（第十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定により、関係市町村に対して第十五條の届出に係る書面の写しを送付し、意見を求めること。 4 条例第十六條第二項（第十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定により、第十五條又は第十七條の規定による届出をした者に対し、助言及び指導をすること。 5 条例第十八條第一項の規定により必要な報告又は資料の提出を求めること。 6 条例第十八條第二項の規定により職員に立入調査及び関係者への質問をさせること。</p>

別表第三家畜保健衛生所長の部一の項第一号中「及び第四条の二第一項」を「第四条の二第一項」に、「発牛報告」を「発生の届出」に改め、同項第五号中「第二項」を「同条第二項において準用する法第十三條第二項」に改め、同項第七号を第十二号とし、第六号の次に次の五号を加える。

7 法第二十一條第一項ただし書の規定により家畜の死体の焼却又は埋却の免除を許可すること。

<p>八 法第二十六條第一項の規定により要消毒倉庫等の所有者に期限を定めて当該要消毒倉庫等を消毒すべき旨を命ずること。 九 法第二十六條第三項の規定により家畜防疫員に要消毒倉庫等を消毒させ、及び同条第五項の規定により家畜防疫員に消毒をする設備を設置させること。 十 法第三十一條第一項の規定により家畜防疫員に家畜の検査等を行わせること。 十一 法第五十二條第一項の規定により動物の所有者等に対し、報告を求めること。 別表第三家畜保健衛生所長の部に次のように加える。</p>	<p>五 薬事法（以下この項中「法」といふ。）の施行に関する事務 六 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号。以下この項中「法」といふ。）の施行に関する事務 七 獣医療法（平成四年法律第四十六号。以下この項中「法」といふ。）の施行に関する事務</p>
<p>1 法第六十九條第二項から第四項までの規定により動物用医薬品等を業務上取り扱う者に対し必要な報告をさせ、又は職員に、動物用医薬品等を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは法第七十條第一項に規定する物に該当する疑いのある物を収去させること。</p>	<p>1 法第二十一條第三項の規定により職員に診療簿及び検案簿を検査させること。 2 法第八條第一項の規定により開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は職員に、診療施設に立ち入り、その構造設備、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。 2 法第八條第二項の規定により往診診療者等又は法第七條第二項において読み替えて準用する法第五條第二項の管理者に対し、必要な報告を命じ、又は診療用機器等その他の物件を提出させること。</p>

別表第三土木事務所長の部二の項中「建設業施行規則」を「建設業法施行規則」に改め、同項第一号中「及び第十七條」を「第十七條において準用する場合を含む。」に改め、同部六の項第二号中「施工等」を「施行等」に改め、同項第六号中「協議」を「補償し、及び協議が」に改め、同項第八号中「許可」の下に「発電のためにするも

の並びに」を加え、同項第十二号中「掘さく等」を「掘削等」に改め、同項第二十三号中「の規定において」を「において」に改め、同項第二十五号中「の規定において」を「において」に、「協議が」を「補償し、及び協議が」に改め、同項第二十六号中「の規定において」を「において」に改め、同項第二十九号中「の規定において」を「において」に、「協議が」を「補償し、及び協議が」に改め、同項第三十五号中「の規定において」を「において」に改め、同項第三十八号中「第三号」を「第三項」に改め、同表県民生活相談センター所長の部を削り、同表身体障害者更生相談所長の部三の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表流域浄水事務所長の部一の項中「昭和三十九年法律第七十号。」及び「平成七年通商産業省令第七十七号。」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童手当法」を「及び児童手当法」に改め、「及び子ども手当」及び「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」を削り、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）」、「児童手当法施行規則」を「及び児童手当法施行規則」に改め、「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号）」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成七年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「淵上俊則副知事」を「高原剛副知事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 保健所（第三十八条 第四十条）」を「第四款 保健所（第三十八条 第四十条）」を「第五款 岐阜地域福祉事務所に（第四十条の二・第四十条の三）」に、「第五款 子ども相談センター」を「第六款 子ども相談センター」に、「第六款 農林事務所」を「第七款 農林事務所」に、「第

七款 病害虫防除所」を「第八款 病害虫防除所」に、「第八款 家畜保健衛生所」を「第九款 家畜保健衛生所」に、「第九款 土木事務所」を「第十款 土木事務所」に、「第十款 建築事務所」を「第十一款 建築事務所」に、第七款 岐阜県民生活相談センター（第七十四条 第七十六条）を「第五款から第十款まで 削除」に改める。

第三条第二項中「（局を含む。以下同じ。）」を削る。

第四条第一項の表行政管理課の項中「行政管理係」の下に、「改革推進係」を加え、同表原子力防災室の項第四号中「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」の下に「及び原子力防災ネットワークシステム」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「原子力防災教育」を「県民の原子力防災意識の向上」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

一 原子力防災施策の企画調整及び推進に関すること。

第四条第二項の表防災課の項第一号中「こと」の下に「原子力防災に関するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。）」を加え、同項第二号中「（原子力災害に関するものを除く。次号において同じ。）」を削る。

第五条第一項の表財政課の項中「予算係」を「予算第一係、予算第二係、予算第三係」に改め、同表人事課の項中「服務係」の下に「人材育成係」を加え、同表職員厚生課の項中「給与・年金係」を「給付・年金係」に改め、同表税務課の項中「課税係」の下に「不動産取得税係」を加え、「税務システム係」を「システム管理係、システム開発係」に改め、同表管財課の項中「財産係」を削り、「岐阜総庁移転係、施設改革係」を「財産管理係、財産活用係」に改め、同表総務事務センターの項中「給与支給係」の下に「人事給与システム係」を加え、同条第二項の表人事課の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。

第五条第二項の表職員厚生課の項第四号中「財団法人岐阜県職員互助会（昭和五十九年三月三十一日に財団法人岐阜県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を

「一般財団法人岐阜県職員互助会」に改める。
 第六条第一項の表市町村課の項中「財政係」の下に「公営企業係」を加え、同表情報企画課の項中「ネットワーク・システム係」を「ネットワーク係、システム係」に改め、同表に次のように加える。

清流の国づくり推進 企画係、地域振興係、イベント振興係、地域スポーツ振興係

第六条第二項の表市町村課の項に次の三号を加える。

十一 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡の区域（以下「岐阜圏域」という。）の総合窓口並びに施策の企画調整及び推進に関すること。

十二 岐阜圏域の関係機関との連絡調整に関すること。

十三 岐阜圏域における危機管理及び消防防災の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第六条第二項の表研究開発課の項第五号中「財団法人岐阜県研究開発財団（平成六年十月二十五日に財団法人岐阜県研究開発財団という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人岐阜県研究開発財団」に改め、同表に次のように加える。

清流の国づくり推進 一 清流の国づくりの推進に関すること。
 二 清流の国づくりに係る地域振興に関すること。
 三 イベント・コンベンションの振興に関すること。
 四 地域スポーツの振興に関すること。

第六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 総合企画部内に清流の国づくり局を置く。

4 清流の国づくり局は、清流の国づくり推進課を所管する。

5 次表の上欄に掲げる課に、本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
総合政策課	長期構想推進室	政策研究係

6 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

市町村課	岐阜地域調整室	調整係
室	分掌事務	
長期構想推進室	第二項の表総合政策課の項第四号及び第五号に掲げる事務	
岐阜地域調整室	第二項の表市町村課の項第十一号から第十三号までに掲げる事務	

第七条第一項の表環境生活政策課の項中、「消費生活係」を削り、同表清流の国ぎぶづくり推進課の項中「清流の国ぎぶづくり推進課」を「環境管理課」に、「清流の国ぎぶづくり県民運動係」を「環境安全係」に、「自然保護・公園係、生物多様性係」を「大気環境係、水環境係」に改め、同表環境管理課の項中「環境管理課」を「自然環境保全課」に、「大気環境係、水環境係」を「自然環境企画係、自然公園係、生物多様性係」に改め、同表人づくり文化課の項中「私学係」を「私学助成係、私学指導係」に、「文化振興係」を「文化企画係、文化施設係」に改め、同表に次のように加える。

県民生活相談センター	管理調整係、企画係、事業者指導係
岐阜地域環境室	管理調整係、環境保全係、廃棄物対策係

第七条第二項の表環境生活政策課の項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「(他の所掌に属するものを除く。次号、第十四号、第十五号及び第十七号において同じ。)」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 環境教育の推進に関する事(他の所掌に属するものを除く。第八号、第九号及び第十一号から第十三号までにおいて同じ。)

第七条第二項の表環境生活政策課の項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十八号までを三号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第十七号とし、第二十三号を第十八号とし、同表廃棄物対策課の項第一号中「(と「の下に」)」(他の所掌に属するものを除く。次号及び第四号から第十号までにおいて同じ。))」を加え、同項第二号中

「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同表清流の国ぎぶづくり推進課の項を削り、同表環境管理課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を削り、第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 環境放射線のモニタリング等環境安全の確保に関する事(他の所掌に属するものを除く。次号及び第五号から第八号までにおいて同じ。)
 - 二 地球温暖化対策に関する事。
- 第七条第二項の表環境管理課の項の次に次のように加える。

自然環境保全課	一 自然環境の保全に関する事。 二 自然公園に関する事。 三 東海自然歩道及び中部北陸自然歩道に関する事。 四 生物多様性の保全に関する事。 五 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
---------	---

第七条第二項の表人づくり文化課の項第十一号中「財団法人岐阜県教育文化財団(平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人をいう。))」を「公益財団法人岐阜県教育文化財団」に改め、同表に次のように加える。

県民生活相談センター	一 消費者行政の企画調整及び推進に関する事。 二 消費者の権利の擁護に関する事。 三 消費者教育及び啓発に関する事。 四 消費生活における事業者指導に関する事。 五 消費生活協同組合に関する事。 六 生活関連物資の価格安定に関する事。 七 金融広報に関する事。 八 消費生活に関する相談に関する事。 九 県政及び県民生活に関する相談に関する事。 十 交通事故の相談に関する事。 十一 犯罪被害者の相談に関する事。
岐阜地域環境室	一 岐阜圏域の環境施策の企画調整及び推進に関する事。 二 地球環境保全に関する事(岐阜圏域に係ることに限る。以下この項において同じ。) 三 リサイクルの推進に関する事。 四 ゴルフ場の環境管理に関する事。 五 公害対策に関する事。

六 環境汚染化学物質対策に関すること。
 七 環境に関する調査、試験、検査等に関すること。
 八 公害防止施設等の融資及び利子補給に関すること。
 九 廃棄物に関すること。
 十 浄化槽に関すること。
 十一 土砂等による埋立て等の規制に関すること。
 十二 自然環境の保全に関すること。
 十三 自然公園に関すること。
 十四 温泉に関すること（保健所の所掌に属するものを除く）。
 十五 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

第七条第三項中「地域コミュニティ係」を「同室に地域コミュニティ係」に改め、同条第四項中「第十四号から第十八号」を「第十一号から第十五号」に改める。

第八条第一項の表保健医療課の項中「母子・特定疾患係、地域保健・健康増進係」を「母子保健係、特定疾患係、生活習慣病対策係、健康増進係」に改め、同表生活衛生課の項中「食品指導係」の下に「乳肉・動物指導係」を加え、同表業務水道課の項中「薬事麻薬・水道係、生産指導・健康食品監視係」を「薬事麻薬係、毒劇物・水道係、生産指導監視係」に改め、同条第二項の表健康福祉政策課の項第六号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 岐阜地域福祉事務所に関すること。

第八条第三項中「当該課」を「当該室」に改める。

第九条第一項の表商工政策課の項中「電子商取引推進係」を削り、同表労働雇用課の項中「雇用対策係」の下に「就労支援係」を加え、同表産業技術課の項中「部材産業・技術支援係」を「部材産業係、技術支援係」に改め、同表地域産業課の項中「県産品販売促進係」の下に「海外展開促進係」を加え、同表情報産業課の項の次に次のように加える。

岐阜地域産業労働管理調整係、産業労働係室

第九条第一項の表国際戦略推進課の項中「海外連携係」を「国際戦略係、国際交流係」に改め、同条第二項の表商工政策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域産業課の項第八号中「財団法人セラミック

クパーク美濃（平成十一年三月二十六日に財団法人セラミックパーク美濃という名称で設立された法人をいう。）を「公益財団法人セラミックパーク美濃」に改め、同項第九号中「財団法人飛騨地域産業振興センター（昭和五十八年七月十二日に財団法人飛騨地域産業振興センターという名称で設立された法人をいう。）を「一般財団法人飛騨地域産業振興センター」に改め、同表商業流通課の項第七号中「財団法人岐阜産業会館（昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜産業会館という名称で設立された法人をいう。）を「一般財団法人岐阜産業会館」に改め、同表情報産業課の項第三号中「財団法人ソフトピアジャパン（平成六年三月三十一日に財団法人ソフトピアジャパンという名称で設立された法人をいう。）を「公益財団法人ソフトピアジャパン」に改め、同項の次に次のように加える。

岐阜圏域の産業労働施策の企画調整及び推進に関すること。

- 一 岐阜圏域の産業労働施策の企画調整及び推進に関すること。
- 二 観光産業の振興に関すること（岐阜圏域に係ることに限る。以下この項において同じ。）。
- 三 産業観光、国際観光、広域観光等に関すること。
- 四 旅行業に関すること。
- 五 工業、商業及びサービス業の振興に関すること。
- 六 地場産業及び情報産業の振興に関すること。
- 七 砂利採取及び採石に関すること。
- 八 商店街の振興に関すること。
- 九 企業誘致及び工場立地に関すること。
- 十 中小企業高度化資金に関すること。
- 十一 中小企業団体の指導監督に関すること。
- 十二 小規模事業者等の支援に関すること。
- 十三 商工会及び商工会議所に関すること。
- 十四 労働相談及び雇用対策に関すること。

第九条第二項の表観光課の項第七号中「社団法人岐阜県観光連盟（平成四年六月二十五日に社団法人岐阜県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）を「一般社団法人岐阜県観光連盟」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 産業技術課に、本庁課内室として次世代エネルギー室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に次世代エネルギー係を置く。

6 前項に規定する次世代エネルギー室の分掌事務は、第二項の表産業技術課の項第九

号及び第十号に掲げる事務とする。

第十条第一項の表農政課の項中「政策企画係」の下に「政策調整係」を加え、「監督係、検査係」を削り、同項の次に次のように加える。

検査監督課

管理調整係、監督係、検査係

第十条第一項の表農業経営課の項中「技術支援係」を「就農者育成施設係、技術支援第一係、技術支援第二係」に改め、同表農産園芸課の項中「水田農業係、野菜・果樹特産係」を「米麦大豆係、水田経営係、野菜係、果樹特産係」に改め、同表農村振興課の項中「農村支援係」の下に「鳥獣害対策係」を加え、同表農地整備課の項中「農地・水利係」を「水利・小水力係」に、「農村整備係」を「農地・農道係、総合整備係」に改め、同条第二項の表農政課の項第四号中「第十号、第十四号及び第十八号」を「第七号、第十一号及び第十五号」に改め、同項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「財団法人岐阜県魚苗センター（昭和五十八年一月四日に財団法人岐阜県魚苗センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人岐阜県魚苗センター」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とし、同項第十九号中「社団法人岐阜県農畜産公社（昭和四十八年四月二十八日に社団法人岐阜県農畜産開発公社という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人岐阜県農畜産公社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号を第十八号とし、同項の次に次のように加える。

検査監督課

- 一 農業協同組合等の監督に関すること。
- 二 農事組合法人の監督に関すること。
- 三 水産業協同組合の監督に関すること。

第十条第二項の表農業経営課の項に次の一号を加える。

七 就農者育成施設に関すること。

第十条第四項の表笠松競馬支援室の項中「第九号」を「第六号」に改め、同表水産振興室の項中「第十号から第十五号」を「第七号から第十二号」に改める。

第十一条第一項の表林政課の項中「検査監督係」の下に「森林計画係、水源林保全係」を加え、同項の次に次のように加える。

恵みの森づくり推

管理調整係、恵みの森づくり係、緑化運動係、全国育樹祭総

進課

務企画係、全国育樹祭施設・運営係

第十一条第一項の表森林整備課の項中「森林計画係」を削り、同条第二項の表林政課の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林整備事業に係る工事の検査及び査察指導に関すること。

第十一条第二項の表林政課の項第八号から第十一号までを次のように改める。

八 林政に係る情報システムの開発及び管理運用に関すること。

九 森林計画に関すること。

十 森林資源の調査に関すること。

十一 水源林の保全に関すること。

第十一条第二項の表林政課の項第十二号を削り、同項第十三号中「林業課」の下に「及び森林保全課」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「こと」の下に「（他の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同項の次に次のように加える。

恵みの森づくり推
進課

- 一 清流の国ぎふ森林・環境税に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 森林空間の総合的な利用に関すること。
- 三 森林環境教育の推進に関すること。
- 四 県民との協働による森林づくりに関すること。
- 五 緑化の推進に関すること。
- 六 全国育樹祭に関すること。

第十一条第二項の表森林整備課の項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、同表治山課の項第五号中「社団法人岐阜県森林公社（昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社という名称で設立された法人をいう。）」及び社団法人木曾三川水源造成公社（昭和四十四年一月二十三日に社団法人木曾三川水源造成公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人岐阜県森林公社及び公益社団法人木曾三川水源造成公社」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十二条第一項の表建設政策課の項中「経理係」を「経理第一係、経理第二係」に改め、同表河川課の項中「企画環境係、河川整備係、河川管理係」を「企画係、環境係、改良係、開発係、水政係、維持係」に改め、同表砂防課の項中「砂防安全係」を「砂防保全係」に改め、同条第二項の表建設政策課の項第十号中「財団法人岐阜県建設研究セ

ンター（昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）を「公益財団法人岐阜県建設研究センター」に改め、同表道路建設課の項第五号を削り、同条第三項中「徳山ダム係」を「同室に徳山ダム係」に改める。

第十三条第一項の表建築指導課の項中「建築安全係」を「建築物地震対策推進係」に改め、同条第二項の表街路公園課の項第九号を削り、同表下水道課の項第四号中「財団法人岐阜県浄水事業公社（平成二年九月二十日に財団法人岐阜県浄水事業公社という名称で設立された法人をいう。）を「公益財団法人岐阜県浄水事業公社」に改める。

第十三条の二を削る。

第十四条第三項の表出納管理課の項中「審査係」の下に、「地域出納審査係」を加える。

第十五条中「施設調整課、運営調整課、競技式典課、競技力向上対策課及びびぎふ清流大会推進課を除く。」を削る。

第十七条第一項中「ぎふ清流国体推進局にあつては、局長。以下同じ。」を削る。

第十八条第一項中「県土整備部、都市建設部及びびぎふ清流国体推進局」を「林政部、県土整備部及びびぎふ清流国体推進局」に改め、同条第二項中「農政部」を「林政部」に、「県土整備部及びびぎふ清流国体推進局」を「農政部及び県土整備部」に改める。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 清流の国づくり局に清流の国づくり局長を置く。

2 清流の国づくり局長は、上司の命を受け、清流の国づくり局の分掌事務を掌理し、清流の国づくりの推進その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。

第二十条第一項の表一の項中「原子力防災室」の下に、「岐阜地域環境室及び岐阜地域産業労働室」を、「総務事務センター」の下に、「及び県民生活相談センター」を加え、同表四の項及び同条第四項を削り、同条第五項中「及び担当総括」及び「又は担当」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十二條第一項中「第二條第一号イ」を「第二條第一号イ及びハ」に改める。

第二十二條の二を削る。

第二十四條の表総合企画部の部中

次長（情報化推進担当）	一人	上司の命を受け、各部等との総合的な調
-------------	----	--------------------

報化の推進その他特に命ぜられた事務について、
整を行い、これを総括的に処理する。

を

岐阜地域総括監	一人	その上
地域危機管理監	一人	その上
次長（情報化推進担当）	一人	各部上

司の命を受け、岐阜圏域の施策の企画調整、危機管理及び消防防災
他特に命ぜられた事務について、これを総括的に処理する。

司の命を受け、岐阜圏域における災害その他危機管理事業に関し特
ぜられた事務を処理する。

司の命を受け、情報化の推進その他特に命ぜられた事務について、
等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。

境生活部の部の次に次のように加える。

農政部 農業技監 一人
上司の命を受け、農業の企画及び調整その他特
に命ぜられた事務を総括的に処理する。

第二十六条の表危機管理課の部危機管理指導監の項中「危機管理指導監」を「危機管理企画監」に改め、同部防災対策監の項を削り、同表防災課の部の次に次のように加える。

消防課 防災対策 一人
上司の命を受け、防災に関し特に命ぜられた事
務を処理する。

第二十六条の表管財課の部国有施設管理監の項中「国有施設管理監」を「財産活用企画監」に、「岐阜総合庁舎旧館の保存」を「国有財産の利活用の推進」に改め、同部施設改革企画監の項中「施設改革企画監」を「国有施設管理監」に、「岐阜総合庁舎の入居団体及び機関の移転並びに国有施設の指定管理」を「国有施設の総合的な技術調整」に改め、同表総務事務センターの部の次に次のように加える。

岐阜地域 地域防災 四人
上司の命を受け、岐阜圏域における災害その他

調整室	対策監	危機管理事案に関し特に命ぜられた事務を処理する。
清流の国づくり推進課	地域企画監	一人 上司の命を受け、清流の国づくりに関する企画及び地域振興その他特に命ぜられた事務を処理する。
	イベント・コンベンション企画監	一人 上司の命を受け、イベント・コンベンションの振興に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表環境生活政策課の部を削り、同表清流の国づくり推進課の部中「清流の国づくり推進課」を「自然環境保全課」に改め、地球温暖化対策監の項を削り、同表少子化対策課の部の次に次のように加える。

県民生活相談センター	消費生活対策監	一人 上司の命を受け、消費生活に関し特に命ぜられた事務を処理する。
------------	---------	--------------------------------------

第二十六条の表保健医療課の部の次に次のように加える。

障害福祉課	障害福祉基盤整備企画監	一人 上司の命を受け、障害福祉基盤整備に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	-------------	--

第二十六条の表子ども家庭課の部の次に次のように加える。

商業流通課	地域スポーツ振興監	一人 上司の命を受け、スポーツを通じた商業振興その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	-----------	--

第二十六条の表農政課の部技術総括監の項を削り、同部検査監の項中「十二人」を「十三人」に改め、同部副検査監の項中「三人」を「二人」に改め、同表笠松競馬支援室の部の次に次のように加える。

農産物流通課	販売戦略企画監	一人 上司の命を受け、農産物物の販売戦略に関し特に命ぜられた事務を処理する。
--------	---------	---

第二十六条の表農業経営課の部の次に次のように加える。

畜産課	家畜防疫対策監	一人 上司の命を受け、病性鑑定に関する調整及び技術指導その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----	---------	--

第二十六条の表林政課の部検査監の項中「十四人」を「十五人」に改め、同部副検査監の項中「三人」を「二人」に改め、同部の次に次のように加える。

恵みの森づくり推進課	全国育樹祭企画監	一人 上司の命を受け、全国育樹祭の企画及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
------------	----------	--

第二十六条の表技術検査課の部検査監の項中「十九人」を「二十一人」に改め、同部副検査監の項中「六人」を「四人」に改め、同表建築指導課の部中

建築構造審査監		
---------	--	--

一人 上司の命を受け、建築確認審査に係る構造計算の適合性判定その他特に命ぜられた事務を処理する。

建築物地震対策推進企画監	一人	上司の命を受け、建築物の地震対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
建築構造審査監	一人	上司の命を受け、建築確認審査に係る構造計算の適合性に命ぜられた事務を処理する。

に改め、同表水道企業課の部県営水道経営企画監の項の次に次のように加える。

判定その他特

に加える。

水資源企画監	一人	上司の命を受け、水資源関係業務の課題整理及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
--------	----	--

第二十六条の表総務企画課の部、施設調整課の部及び競技式典課の部を削り、同表出納管理課の部に次のように加える。

地域出納 審査監	一人	上司の命を受け、収支等命令（収入命令を除く。）の審査その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	----	--

第二十七条第一項中「四十人以上」を「三十人以上」に改める。
 第二十八条第一項中「四十人以上」を「十人以上」に改める。
 第二十八条の二第一項中「五人以内」を「十人以上」に改める。
 第二十八条の三第一項中「五人以内」を「三十人以上」に改める。
 第二十九条第一項の表一の項中「三百五十人以上」を「二百五十人以上」に改め、同表一の項中「二百人以上」を「百五十人以上」に改める。
 第三十条の表防災課の部に次のように加える。

消防課	岐阜県消防・医療連携協議会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県メデイカルコントロール協議会	岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表職員厚生課の部に次のように加える。

岐阜県職員保健審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
------------	--------------------------------------

第三十条の表職員厚生課の部に次のように加える。

管財課	岐阜県指定管理者審査委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県施設等有効活用事業審査委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表環境生活政策課の部岐阜県苦情処理委員会の項及び岐阜県消費生活安定審議会の項並びに同表清流の国ぎぶづくり推進課の部を削り、同表環境管理課の部に次のように加える。

自然環境保全課	岐阜県自然環境保全審議会	岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
---------	--------------	---

第三十条の表男女参画青少年課の部に次のように加える。

少子化対策課	ぎぶ少子化対策策民連携会議	安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（平成十九年岐阜県条例第十一号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------	---------------	--

第三十条の表人権施策推進課の部に次のように加える。

県民生活相談センター	岐阜県苦情処理委員会	岐阜県消費生活条例（昭和五十年岐阜県条例第二十九号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県消費生活安定審議会	岐阜県消費生活条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表保健医療課の部に次のように加える。

岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------------------	--------------------------------------

第三十条の表生活衛生課の部に次のように加える。

岐阜県公衆浴場入浴料金審議会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
----------------	--------------------------------------

第三十条の表障害福祉課の部岐阜県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表地域福祉国保課の部に次のように加える。

岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会
 岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表産業技術課の部に次のように加える。

地域産業課	岐阜県郷土工芸品審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-------	-------------	--------------------------------------

第三十条の表商業流通課の部に次のように加える。

岐阜産業会館 指定管理者審査委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
----------------------	--------------------------------------

第三十条の表観光課の部「飛騨・美濃の観光を考える委員会」の項中「飛騨・美濃の観光を考える委員会」を「飛騨・美濃すくれもの認定審査会」に、「みんなでつくる観光王国飛騨・美濃の観光条例（平成十九年岐阜県条例第三十九号）」を「岐阜県附属機関設置条例」に改め、同表農業経営課の部に次のように加える。

農村振興課	岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県農業農村整備委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表林政課の部に次のように加える。

岐阜県水源地域保全審議会	岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------------	--

第三十条の表林政課の部に次のように加える。

恵みの森づく	清流の国ぎふ森林・環境基	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------	--------------	--------------------------------------

り推進課	金事業評価審議会	
森林整備課	岐阜県緑の博士認定審査会 岐阜県林業士認定審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務 岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表用地課の部に次のように加える。

技術検査課	岐阜県入札制度運営調査委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県事業評価監視委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県入札監視委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県自然土法管理士認定審議会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
	岐阜県建設発着生土処理対策調査委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表都市政策課の部に次のように加える。

岐阜県地価調査委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
------------	--------------------------------------

第三十条の表建築指導課の部に次のように加える。

出納管理課	岐阜県政府調達苦情検討委員会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-------	----------------	--------------------------------------

第三十一条の表一の部中「岐阜県岐阜振興局、岐阜県西濃振興局」を「岐阜県西濃振

興局及び岐阜県中濃振興局」に改め、同表中二の部を削り、三の部を二の部とし、四の部を三の部とする。

第三十三条の表一の項第四号中「(岐阜振興局を除く。)」を削る。

第三十四条の表二の部県税課の項中「県税課」を「総務課税課」に、「徴収第一係、徴収第二係、事業税第一係、事業税第二係」を「個人事業税係、法人事業税係」に改め、同部に次のように加える。

徴収課	徴収第一係、徴収第二係
-----	-------------

第三十四条の表三の部総務課の項中「総務課」を「総務課税課」に、「徴収第一係、徴収第二係」を「事業税係、不動産取得税係、間税係」に改め、同部課税課の項中「課税課」を「徴収課」に、「事業税係、不動産取得税係、間税係」を「徴収第一係、徴収第二係」に改め、同表四の部県税課の項中「県税課」を「総務課税課」に改め、「徴収係」を削り、同部に次のように加える。

徴収課	徴収係
-----	-----

第三十五条第一項の表一の項第二号中「振興局」を「岐阜地域調整室」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表四の項中「県税課」を「総務課税課」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「ゴルフ場利用税及び乗鞍環境保全税については、」を「及びゴルフ場利用税については東濃県税事務所及び飛騨県税事務所に、乗鞍環境保全税については」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、同条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三十六条の表県税課の項中「課税第一係、課税第二係」を「課税管理係、課税審査係」に改める。

第三十八条の表一の部健康増進課の項、同表二の部健康増進課の項及び同表三の部健康増進課の項中「保健予防第一係、保健予防第二係、保健指導第一係、保健指導第二係」を「感染症対策係、保健予防係、健康づくり係、保健指導係」に改める。

第四十条の表一の項第二号中「振興局」の下に「(岐阜保健所にあつては、岐阜地域調整室)」を加え、同表二の項第二十号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二十一号中「(恵那保健所及び保健所に置かれる事務所に限る。)」を削り、同表三の項第十二号中「次号」の下に「及び第十四号」を加え、同項第十四号中「(中

濃保健所に限る。)」を削る。

第五十二条第一項を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる振興局等条例第八条第一項に規定する建築事務所に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

建築事務所	課	係
一 岐阜県岐阜・西濃建築事務所	建築課	岐阜地区係、西濃地区係
二 岐阜県中濃建築事務所、岐阜県東濃建築事務所及び岐阜県飛騨建築事務所	建築課	建築指導係

第五十三条第二項第二号中「振興局」の下に「(岐阜県岐阜・西濃建築事務所にあつては、岐阜地域調整室を含む。)」を加える。

第四十一条第十款を第十一款とする。

第四十九条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第五十条の表一の部河川砂防課の項中「河川砂防第一係、河川砂防第二係、河川砂防第三係」を「河川第一係、河川第二係、砂防係」に改め、同表二の部施設管理課の項中「施設管理係」を「道路管理係、河川砂防管理係」に改め、同部河川砂防課の項並びに同表四の部河川砂防課の項、同表五の部河川砂防課の項及び同表八の部河川砂防課の項中「河川砂防第一係、河川砂防第二係」を「河川係、砂防係」に改める。

第五十一条の表一の項第二号中「振興局」の下に「(岐阜県岐阜土木事務所にあつては、岐阜地域調整室。第十号において同じ。)」を加える。

第四章第一節中第九款を第十款とする。

第四十七条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条の表一の部中「岐阜県岐阜家畜保健衛生所」を「岐阜県中央家畜保健衛生所」に、

保健衛生課	管理調整係
管理調整係	鑑定第

整係、防疫係、保健衛生係、病性

総務課

管理調整係

一係、病性鑑定第二係」を「保健衛生課 防疫係、保健衛生第一係、保
 係、病性鑑定第一係、病性鑑

保健衛生第一
 定第二係」に改め、同表二の部中「岐阜県西濃家畜保健衛生所、岐阜県中濃家畜保

健衛生所」を「岐阜県中濃家畜保健衛生所」に改める。

第四十八条の表保健衛生課の項第一号中「こと」の下に「(中央家畜保健衛生所を除く。次号及び第三号において同じ。)」を加え、同項の前に次のように加える。

1	所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
2	振興局及び岐阜地域調整室との事務の連絡調整に関すること。
3	県有財産及び物品の管理に関すること。
4	所内の他の所掌に属さない事務に関すること。

第四十條第一節中第八款を第九款とする。

第四十六條中「企画防除第一係及び企画防除第二係」を「企画情報係及び防除指導係」に改める。

第四十條第一節中第七款を第八款とする。

第四十四條中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条の表一の部中「及び岐阜県可茂農林事務所」を削り、同部農業普及課の項中「水田経営指導係、野菜指導係」を「水田経営指導第一係、水田経営指導第二係、野菜指導第一係、野菜指導第二係」に改め、同部林業課の項中「林務第一係、林務第二係」を「林務係、森林整備係」に改め、同表二の部農業普及課の項中「野菜指導係」を「野菜指導第一係、野菜指導第二係」に改め、同部農地整備課の項中「農地整備第一係、農地整備第二係」を「農地整備係、農地防災係」に改め、同表三の部農業普及課の項中「普及指導係」を「水田経営指導係、野菜・果樹特産指導係」に改め、同部林業課の項中「治山第一係、治山第二係」を「治山係、林道係」に改め、同表四の部林業課の項中「林務第一係、林務第二係」を「林務係、森林整備係」に改め、同表五の部農業普及課の項中「普及指導係」を「水田経営・果樹特産指導係、野菜指導係」に改め、同表九の部総務課の項中「管理調整第一係、管理調整第二係」を「管理調整係、契約・用地係」に改め、同部農業普及課の項中「野菜

指導係」を「野菜指導第一係、野菜指導第二係」に改め、同部農地整備課の項中「農村整備第一係、農村整備第二係」を「農道整備係、農村整備係」に改め、同部林業課の項中「林務第一係、林務第二係」を「林務係、森林整備係」に改め、マ、治山第一係、治山第二係、森林管理係」を削り、同部に次のように加える。

森林保全課 治山第一係、治山第二係、森林管理係

第四十四條の表中九の部を十の部とし、八の部を九の部とし、同表七の部林業課の項中「林務第一係、林務第二係」を「林務係、森林整備係」に改め、マ、治山係、森林管理係」を削り、同部に次のように加える。

森林保全課 治山係、森林管理係

第四十四條の表中七の部を八の部とし、六の部を七の部とし、五の部の次に次のように加える。

六 岐阜県可茂農林事務所	総務課	管理調整係
	農業振興課	農務係、畜産係
	農業普及課	水田経営指導係、野菜指導係、果樹特産指導係
	農地整備課	計画調整係、農地整備係、農村整備係
	林業課	林務係、森林整備係、治山係

第四十五條第一項の表一の項第二号中「振興局」の下に「(岐阜県岐阜農林事務所にあつては、岐阜地域調整室)」を加え、同表五の項第十五号中「こと」の下に「(恵那農林事務所及び飛騨農林事務所を除く。次号及び第十八号において同じ。)」を加え、同項第十七号中「可茂農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所」を「及び可茂農林事務所」に改め、同項に次の一号を加える。

19 水源林の保全に関すること。
 第四十五條第一項の表に次のように加える。

六 森林保全課 1 五の項第十五号から第十八号までに掲げる事務

第四十五条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。
 第四章第一節中第六款を第七款とする。
 第四十二条第一項の表二の項第八号中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

第四章第一節中第五款を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款 岐阜地域福祉事務所

(課及び係の設置)

第四十条の二 振興局等条例第四条第一項に規定する岐阜地域福祉事務所に福祉課を置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係、地域福祉係及び生活福祉係を置く。

(課の分掌事務)

第四十条の三 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
福祉課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関する事。 2 県有財産及び物品の管理に関する事。 3 岐阜地域調整室との事務の連絡調整に関する事。 4 圏域の福祉施策の企画調整及び推進に関する事。 5 民生委員及び児童委員に関する事。 6 生活保護に関する事。 7 災害救助に関する事。 8 戦没者遺族、引揚者等の援護に関する事。 9 高齢者福祉に関する事。 10 介護保険に関する事。 11 障害者福祉に関する事。 12 児童福祉に関する事。 13 母子及び寡婦並びに父子の福祉に関する事。 14 女性保護に関する事。 15 配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する事。 16 児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。

第四章第三節第五款から第十款までを次のように改める。

第五款から第十款まで 削除

第六十八条から第八十四条まで 削除

第九十八条の表検査指導課の項中「検査指導第一係、検査指導第二係、検査指導第三係」を「食肉検査係、BSE検査係、食鳥検査係」に改める。

第七十条第二項中「次の表」の下に「の中欄」を加え、同項の表事務局の項中「支援係」を「入園児支援係」に改め、同条第三項中「相談係」を「発達障がい支援係」に、「通園係」を「地域支援・相談係」に改める。

第一百八条第二項中「それぞれ次の表」を「次の表の上欄」に改め、同項の表総務課の項中「管理調整係」の下に「移転調整係」を加える。

第一百九条の表一の部総務課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 大学の施設及び機能の移転に関する事。

第二百二十九条の見出し中「事務局等」を「課及び係」に改める。

第三百一十一条第二項を次のように改める。

2 前項の事務局に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
教務課	教務係

第三百二十二条の表管理課の項中「管理課」を「総務課」に改め、同項第四号中「教育の実施計画」を「学内の他の所掌に属さない事務」に改め、同項第五号から第九号までを削り、同表に次のように加える。

教務課	係
1	教育の実施計画に関する事。
2	学生募集及び入学試験に関する事。
3	学生の入学、退学、卒業その他身分取扱いに関する事。
4	共同研究等に関する事。
5	学生の就職指導及び学生生活に関する事。
6	海外の大学等との交流・調整に関する事。
7	短期技術研修部門及び生涯学習部門に関する事。

第三百三十七条第二号中「犀川第一排水機場、犀川第二排水機場」を「犀川統合排水機場」に、「宝江排水機場」を「宝江川排水機場」に改める。

第四百四十一条及び第四百四十三条第一項中「丹生川多目的ダム及び」を削る。
 第四百四十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「設置」を付する。
 第四百四十五条の見出しを削り、同条の表リニア推進課の項中「事業調整係」の下に「用地係」を加える。

第四百四十九条第二項第二号中「振興局」を「岐阜地域調整室」に改める。

第五百四十四条の表水質管理課の項中「水質第一係、水質第二係」を「可茂水質係、東濃水質係」に改める。

第五百五十七条第一項の表二の項中「旅券センター、県民生活相談センター」を削り、「及び女性相談センター」を「女性相談センター及び旅券センター」に改める。

第六十条の表二の項中「中濃振興局中濃事務所」を「西濃振興局揖斐事務所及び中濃振興局中濃事務所」に改め、「副所長」の下に「それぞれ一人」を加え、同表八の項中「二人」を「三人」に改め、同項を同表九の項とし、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、同表四の項中「一人」の下に「(岐阜土木事務所、大垣土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所)については、二人」を加え、同項を同表五の項とし、同表三の項中「及び揖斐農林事務所」を「揖斐農林事務所及び可茂農林事務所」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 岐阜県税事務所

副所長

第六十九條の次に次の一条を加える。

第六十九條の二 中央家畜保健衛生所に病性鑑定を置く。

2 前項に規定する病性鑑定は、上司の命を受け、病性鑑定に関する分掌事務を掌理する。

第七十一條の表一の項中「危機管理及び消防防災」を「災害その他危機管理事案」に改め、同表二の項中「高山土木事務所」に於ては「二人」を削る。

第七十二條第一項の表五の項中「三百人以上」を「二百五十人以上」に改め、同表六の項中「四百人以上」を「三百人以上」に改め、同表七の項中「五人以内」を「三十人以上」に改め、同表八の項中「四百人以上」を「三百五十人以上」に改め、同表九の項中「五百人以上」を「四百五十人以上」に改め、同表十の項中「三百人以上」を「二百人以上」に改め、同表十一の項中「四百人以上」を「二百五十人以上」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 部内局長 組織規則第十八条の二第一項に規定する清流の国づくり局長及び

組織規則第十八条の三第一項に規定する観光交流推進局長をいう。

第二条第十三号の二を削り、同条第十五号中「並びに組織規則」を「組織規則」に改め、「部長」の下に「並びに組織規則第六十九條の二第一項に規定する病性鑑定監」を加える。

第七条の見出し中「及び担当総括」を削り、同条中「及び担当総括」及び「の各号」を削る。

第九条の二中「事務のうち」の下に「部内局（本庁の部に置く局をいう。）の所掌に属するものについては当該部内局長が、」を加え、「秘書広報総括監が」を「秘書広報総括監が、同条に規定する岐阜地域総括監の所掌に属するものについては岐阜地域総括監が、それぞれ」に改める。

第十条第一項中「課内室」の下に「本庁の課に置く室をいう。」を加え、同条第三

項中「及び担当総括」及び「又は担当総括」を削る。

第十二条中「及び担当総括」を削る。

第十六条第一項の表課長専決事項である事務の項中「又は担当総括」を削る。

別表第二一の項部長専決事項の欄第一号中「第四百八十八条の」の下に「規定による」

を加え、同欄第四号中「第二百三十八条の四第二項の」の下に「規定による」を加え、

同欄第五号中「第二百三十八条の四第七項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六

号中「第二百三十八条の五第一項の」の下に「規定による」を加え、「貸付け」を「貸

付け等」に改め、同欄第七号中「第二百四十三条の二第三項の」の下に「規定による」

を加え、同欄第八号中「第二百四十五条の六の」の下に「規定による」を加え、同欄第

十号中「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第二百九十一

条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第二百五十八条第一項の」

及び「第六百六十五条の三第一項の」の下に「規定による」を、「支出の」の下に「事務

の」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第百条第十六項の」を「第百条第十七項

の規定による」に改め、同欄第二号中「第百五十七条第二項の」及び「同条第三項の」

の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二百三十八条の四第二項の」の下に

「規定による」を加え、同欄第八号中「第二百三十八条の四第七項の」の下に「規定に

よる」を加え、同欄第九号中「第二百三十八条の四第九項の」の下に「規定による」を

加え、同欄第十号中「第二百三十八条の五第一項の」の下に「規定による」を加え、

「貸付け」を「貸付け等」に改め、同欄第十一号中「貸付け」を「貸付け等」に改め、

同欄第十三号中「総務大臣」を「規定による各大臣」に改め、同表四の項副知事専決事

項の欄第一号中「又は担当次長等」を「部内局長又は担当次長等」に改め、同項部長

専決事項の欄第三号中「第十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第

十七条の三の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十八条の」の下に「規

定による」を加え、同項課長専決事項の欄第三号中「規程」を「部長専決事項を除く規

程」に改め、「第十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「規程」を

「部長専決事項を除く規程」に改め、「第十七条の三の」の下に「規定による」を加え、

同欄第六号中「規程」を「部長専決事項を除く規程」に改め、「第十八条の」の下に

「規定による」を加え、同表三十七の項部長専決事項の欄第三号中「同条第二項の」の

下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の

五第一項」に改め、「第二百七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二

号中「第五十八条の七第三項の」の下に「規定による」を加え、「聴取」を「求め」に

改め、同欄第十三号中「第五十八条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八

号中「検査」を「規定による検査等」に改め、同欄第十九号中「組合の」を「規定によ

る組合又は中央会に対する」に改め、同欄第二十号中「第百六条の二の」の下に「規定による」を加え、同表三十九の項部長専決事項の欄第四号及び第五号中「の規定による認定」を「に掲げる公益社団法人又は公益財団法人であることの証明」に改め、同欄第六号中「第四十条の三第一項第三号の規定による認定」を「第四十条の三第三号に掲げる公益社団法人又は公益財団法人であることの証明」に改め、同項課長専決事項の欄第八号中「第四十七条の二第三項第一号八」を「第四十七条の二第三項第一号ロ及びハ」に改め、同欄第九号中「第二十四条第二号」を「第二十四条第二号及び第三号」に改め、同欄第十号中「第二十三条の四第二項」を「第二十三条の三第二項」に改める。

別表第三危機管理課の表の次に次の一表を加える。
原子力防災室

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号。以下この項中「法」という。)の施行事務		1 法第七条第二項の規定による市町村長への意見聴取 2 法第十条第一項の規定による関係周辺市町村長への通報 3 法第十条第二項の規定による専門的知識を有する職員の派遣の要請 4 法第二十五条第二項後段の規定による関係周辺市町村長への通知 5 法第三十一条の報告の徴収 6 法第三十二条第一項の規定による立入検査等	1 知事決裁事項である法第二十二条第一項の規定による災害対策本部の設置及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務

別表第三消防課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第十八条の二第一号、第四号、第八号、第九号及び第十号の」を「第二十九条第四号、第七号、第九号及び第十号に掲げる」に、「消防の」を「消防に係る」に改め、同欄第二号中「第二十条の二の」を

「第三十八条の規定による」に改め、同欄第三号中「第二十四条第二項の」を「第四十二條第二項の規定による」に改め、同欄第四号中「第二十四条の二」を「第四十三條」に改め、同欄第五号中「第二十四条の三第三項の」を「第四十四條第三項の規定による」に改め、同表二の項部長専決事項の欄第一号中「含む。」の「の下に」規定による」を加え、同欄第二号を削る。

別表第三人事課の表中六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、同表十の項部長専決事項の欄第一号中「第二十二條の三の」を「第二十二條の三に規定する」に改め、同欄第二号中「同條第二項の」を「第二項の規定による」に改め、同欄第三号中「第三十五條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第四十條の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第四條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十五條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第六十九條の四第二項の」の下に「規定による」を加え、「部長等」を「職員（部長等に限る。次号及び第九号において同じ。）」に改め、同欄第八号中「部長等」を「規定による職員」に改め、同欄第九号中「第七十九條の部長等」を「第七十九條第一項の規定による職員」に改め、同欄第十号中「第二條第二号の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

11 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年人事委員会規則第三号）第十九條第一項の規定による昇格の決定及び岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年人事委員会規則第十二号）附則第八項第一号に掲げる職員（職員の任用に関する規則別表行政職の表本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員以外の職員に限る。）の決定

別表第三人事課の表十の項課長専決事項の欄第一号中「第二十八條第四項の」を「第二十八條第四項に規定する」に改め、同欄第二号中「第六十九條の四第二項の」の下に「規定による」を、「職員」の下に「部長等を除く。次号及び第四号において同じ。」を加え、同欄第三号中「第七十八條の」の下に「規定による職員」を加え、同欄第四号中「第七十九條」を「第七十九條第一項の規定による職員」に改め、同欄第六号中「（昭和四十五年人事委員会規則第三号）」を削り、「第四十七條の」の下に「規定による」を加え、「申請」を「承認の申請」に改め、同欄第七号中「第八條の給与統計の報告」を「第八條第二項の規定による調査票の提出」に改め、同項を同表八の項とし、同表中十一の項を九の項とし、十二の項から十四の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第三中総務事務センターの表を削り、管財課の表の次に次の一表を加える。
総務事務センター

事務の種類 一 児童手当法（以下この項中「法」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
二 岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務			1 法の施行に関する事務（児童手当の支出等の命令に関する事務を除く。）
			1 規則第二十六條第二項の規定による扶養親族の認定 2 規則第二十九條の二の九第一項の規定による住居手当の月額決定等及び規則第二十九條の二の十二の規定による事後の認定
			3 規則第二十九條の四の規定による通勤手当の額の決定等及び規則第二十九條の十二の規定による事後の認定
			4 規則第二十九條の二十第一項の規定による単身赴任手当の月額の決定等及び規則第二十九條の二十二第一項の規定による事後の認定

<p>三 給与計算の集中管理に関する事務</p> <p>1 給与計算の集中管理に関する事務</p>	<p>二十六 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)以下この項中「令」という。)の施行事務</p> <p>1 令第三十三条第一項の緊急輸送車両であることを確認</p> <p>1 令第三十三条第二項の規定による緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p>	<p>別表第三市町村課の表中二十四の項を二十七の項とし、二十三の項を二十五の項とし、同項の次に次のように加える。</p>
<p>九 武器等製造法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p> <p>1 法第十七条第一項の猟銃等の製造の許可</p> <p>2 法第十八条ただし書の猟銃等の製造の許可</p> <p>3 法第十九条第一項の猟銃等の販売事業の許可</p> <p>4 法第二十条において読み替えて準用する法第六条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し</p> <p>5 法第二十条において読み替えて準用する法第九</p> <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>三 消防法(以下この項中「法」という。)及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)以下この項中「令」という。)の施行事務</p> <p>1 法第十一条第一項の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の許可</p> <p>2 法第十一条の三の規定による屋外タンク貯蔵所の構造及び設備に関する事項又は特定事項に係る審査の危険物保安技術協会への委託</p> <p>3 法第十一条の五第一項及び第二項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する法所定の技術上の基準に從つた危険物の貯蔵又は取扱いの命令</p> <p>4 法第十二条第二項の規定による製造所等の位置、構造及び設備が法所定の技術上の基準に適合するようにするための修理、改造又は移転の命令</p> <p>5 法第十二条の二第一項及び第二項の規定による</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>別表第三市町村課の表中六の項を七の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。</p> <p>条第三項の規定による猟銃等の製造設備等の修理等の命令</p> <p>6 法第二十条において読み替えて準用する法第十五条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業の許可の取消し等</p>

<p>製造所等の使用停止の命令</p> <p>6 法第十二条の第三項の規定による製造所等の一時停止の命令又は使用の制限</p> <p>7 法第十二条の第四項及び第三項の規定による移送取扱所に関する調査措置及びその旨の通知</p> <p>8 法第十三条の二十四の規定による危険物保安統括管理者等の解任の命令</p> <p>9 法第十四条の第二項の予防規程の制定又は変更の認可及び同条第三項の規定による予防規程の変更命令</p> <p>10 法第十四条の第三項の規定による屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る審査の危険物保安技術協会への委託</p> <p>11 法第十六条の第三項及び第四項の規定による製造所等に関する災害発生防止のための応急措置の命令</p> <p>12 法第十六条の第五項の規定による貯蔵所等の所有者等に対する資料の提出命令若しくは報告徴収又は職員による立入検査、関係者に対する質問若しくは危険物等の収去命令</p> <p>13 法第十六条の六第一項の規定による法違反者に対する危険物の除去等の</p>		
<p>別表第三市町村課の表に次のように加える。</p>		
<p>二十八 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三和五十三）年政令第三百八十五号。以下この項中「令」という。）</p>	<p>二十九 岐阜県消防表彰規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>	<p>三十 岐阜県消防関係職員等の制服及び被服貸与規則（昭和三十六年規則第百十四号）以下この項中「令」という。</p>
<p>1 令第十二条第一項の緊急輸送車両であることの確認</p>	<p>1 規則第十一条第一項の規定による表彰又は賞じゆつ金の内申</p>	<p>1 令第十二条第二項の規定による緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p>
		<p>1 規則第六条ただし書の規定による被服不着用の承認</p>

という。)の施行事務

別表第三研究開発課の表二の項部長専決事項の欄第三号を削る。
別表第三環境生活政策課の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、同項の次に次のように加える。

二 登録免許税法(以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法別表第三の十一の項の第三欄の第一号に掲げる登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨の証明(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡の区域に係るものに限る。)
------------------------------	---

別表第三環境生活政策課の表中三の項から六の項までを削り、七の項を三の項とし、八の項を四の項とし、九の項から十三の項までを削り、十四の項を五の項とし、十五の項を削り、十六の項を六の項とし、十七の項を削る。

別表第三廃棄物対策課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第十九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十九条第二項の」を「第十九条第二項(条例第二十條第三項において準用する場合を含む。)」の規定によるに改め、同欄第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同表九の項中「施行に関する事務」を「施行事務」に改め、同項部長専決事項の欄第二号中「第五条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第五条第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第八条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号を削り、同欄第七号中「第十条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第八号を削り、同欄第九号中「第十三条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第七号とする。

別表第三清流の国ぎぶづくり推進課の表を削る。
別表第三環境管理課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十二条第一項の」を「第十二条の規定による」に改め、同欄第五号中「第十三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十二条の」の下に「規定による」を加え、同表中十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十四 岐阜県地球温暖化防止基本条例(平成二十一年条例第二十一号。以下この項中「条例」という。)の施行事務	<p>1 条例第八條第四項の規定による公表</p> <p>2 条例第十條第一項の規定による事業活動環境配慮指針の策定</p> <p>3 条例第二十一條第一項の規定による自動車通勤環境配慮指針の策定</p> <p>4 条例第二十五條第一項の規定による建築物環境配慮指針の策定</p> <p>5 条例第三十八條の規定による勧告</p> <p>6 条例第三十九條第一項の規定による公表及び同条第二項の規定による通知等</p>	<p>1 知事決裁事項である条例第八條第一項の規定による地球温暖化防止計画の策定及び条例第九條の規定による地球温暖化対策の実施状況の公表並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>
--	---	---

別表第三環境管理課の表の次に次の一表を加える。

自然環境保全課

事務の種類 一 自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号。以下この項中「法」と	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
		<p>1 法第七條第二項及び第八條第二項の公園計画に係る申出</p> <p>2 法第九條第二項の規定による公園事業の決定及び同条第四項(法第九條第五項において準用する場合を含む。)の規定に</p>	<p>1 知事決裁事項である法第五條第二項の国定公園の区域の指定の申出及び法第六條第二項ただし書の国定公園の指定の解除等に係る意見の申出</p>

		<p>いう。)及び自然公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十八号以下この項中「令」という。)の施行事務</p>
<p>11 法第二十三條第一項に</p>	<p>10 法第二十一條第一項の規定による特別保護地区の指定(指定の解除及び区域の変更を含む。)及び同条第二項において準用する法第五條第三項の規定による公示</p> <p>9 法第二十條第一項の規定による特別地域の指定(指定の解除及び区域の変更を含む。)及び同条第二項において準用する法第五條第三項の規定による公示</p> <p>8 法第十六條第四項において準用する法第十五條第一項の規定による原状回復等の命令</p> <p>7 法第十六條第四項において準用する法第十四條第三項の規定による公園事業の認可の取消し</p> <p>6 法第十六條第四項において準用する法第十一條の規定による改善命令</p> <p>5 法第十六條第四項において準用する法第十條第十項の規定による公園事業の認可及び認可事項の変更の認可への条件の付加</p>	<p>よる公園事業に係る公示</p> <p>3 法第十六條第三項の公園事業の執行の認可</p> <p>4 法第十六條第四項において準用する法第十條第六項の公園事業の認可事項の変更に係る認可等</p> <p>5 法第十六條第四項において準用する法第十條第十項の規定による公園事業の認可及び認可事項の変更の認可への条件の付加</p> <p>6 法第十六條第四項において準用する法第十一條の規定による改善命令</p> <p>7 法第十六條第四項において準用する法第十四條第三項の規定による公園事業の認可の取消し</p> <p>8 法第十六條第四項において準用する法第十五條第一項の規定による原状回復等の命令</p> <p>9 法第二十條第一項の規定による特別地域の指定(指定の解除及び区域の変更を含む。)及び同条第二項において準用する法第五條第三項の規定による公示</p> <p>10 法第二十一條第一項の規定による特別保護地区の指定(指定の解除及び区域の変更を含む。)及び同条第二項において準用する法第五條第三項の規定による公示</p>
		<p>並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>
<p>19 法第四十五條の規定による風景地保護協定の認</p>	<p>17 法第四十三條第四項の規定による風景地保護協定に係る協議(法第四十七條において準用する場合を含む。次号から第二十号までにおいて同じ。)</p> <p>18 法第四十四條第一項の規定による風景地保護協定に係る公告</p>	<p>12 法第二十五條第一項の指定認定機関の指定及び同条第五項の規定による指定に係る公示</p> <p>13 法第二十七條第四項の指定認定機関の認定関係事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可</p> <p>14 法第二十九條第一項の規定による指定認定機関に対する監督上必要な命令</p> <p>15 法第二十九條第二項及び第三項の規定による指定認定機関の指定の取消し並びに同条第四項において準用する法第二十五條第五項の規定による公示</p> <p>16 法第三十六條第一項の規定による集団施設地区の指定(指定の解除及び区域の変更を含む。)及び同条第二項において準用する法第五條第三項の規定による公示</p> <p>17 法第四十三條第四項の規定による風景地保護協定に係る協議(法第四十七條において準用する場合を含む。次号から第二十号までにおいて同じ。)</p> <p>18 法第四十四條第一項の規定による風景地保護協定に係る公告</p> <p>19 法第四十五條の規定による風景地保護協定の認</p>

<p>二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）以下</p>	
<p>1 法第四条第四項（法第七条第八項、第十二条第六項、第十四条第四項、第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全審議会（以下この項中「審議会」といふ。）への</p>	<p>可 20 法第四十六条の規定による風景地保護協定の締結又は認可の公告 21 法第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示 22 法第五十二条の規定による公園管理団体に対する措置命令 23 法第五十三条第一項の規定による公園管理団体の指定の取消し及び同条第二項の規定による公示 24 法第五十八条の規定による受益者負担の決定及び法第五十九条の規定による原因者負担の決定 25 法第六十七条第二項の規定による特別地域、特別保護地区又は利用調整地区の指定等に係る関係行政機関の長との協議 26 法第七十九条第一項の規定による県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定等に係る協議</p>
<p>1 知事決裁事項である法第四条第一項の規定による鳥獣保護事業計画の策定、部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項を除く法、令及び省令の施行に関する</p>	
<p>この項中「法」といふ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）以下この項中「令」といふ。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年省令第二十八号）以下この項中「省令」といふ。）の施行事務</p>	
<p>12 法第三十四条第一項の 11 法第三十一条第一項の規定による職員による立入検査 10 法第二十九条第七項第四号の規定による特別保護指定区域の指定 9 法第二十九条第七項ただし書の規定による支障がないと認められる行為の指定</p>	<p>諮問 2 法第七条第一項の規定による計画の策定 3 法第七条第六項の規定による環境大臣への協議 4 法第十二条第二項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限 5 法第十四条第二項の規定による特定鳥獣の捕獲の期間の延長又は同条第三項の規定による禁止又は制限の解除 6 法第十五条第一項の規定による指定猟法禁止区域の指定 7 法第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定及び同条第八項の規定による解除 8 法第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定及び同条第三項の規定による解除並びに同条第四項及び第五項において読み替えて準用する法第十二条第四項の規定による環境大臣への協議 9 法第二十九条第七項ただし書の規定による支障がないと認められる行為の指定</p>
<p style="text-align: right;">事務</p>	

<p>三 生物多 様性基本 法(平成 二十年法 律第二十 八号。以</p>	
<p>1 法第十三条第三項の規 定による生物多様性地域 戦略の公表等(同条第四 項において準用する場合 を含む。)</p>	<p>規定による休猟区の指定 及び法第三十五条第一項 の規定による特定猟具使 用禁止区域又は特定猟具 使用制限区域の指定 13 法第四十一条の狩猟免 許試験の実施 14 法第五十条第一項の規 定による試験の停止又は 合格の決定の取消し及び 同条第三項の規定による 受験の禁止 15 法第五十二条第一項の 規定による狩猟免許の取 消し及び同条第二項の規 定による効力の停止 16 法第六十三条の規定に よる狩猟者登録の抹消 17 法第六十四条の規定に よる狩猟者登録の取消し 又は効力の停止 18 法第六十八条第一項の 猟区の管理の認可、法第 七十一条第一項の猟区管 理規程の変更の認可及び 法第七十二条第一項の規 定による認可の取消し 19 法第七十三条第二項に おいて読み替えて準用す る同条第一項の規定によ る猟区の維持管理に関す る事務の委託及び審議会 への諮問</p>
<p>1 知事決裁事項で ある法第十三条第 一項の規定による 生物多様性地域戦 略の策定及び部長 専決事項を除く法</p>	
<p>五 岐阜県 立自然公 園条例 (昭和三 十九年条 例第四十 五号。以 下この項 中「条例 」という。)及び岐阜 県立自然 公園条例</p>	<p>四 地域に おける多 様な主体 の連携に よる生物 の多様性 の保全の ための活 動の促進 等に関する 法律 (平成二 十二年法 律第七十 二号。以 下この項 中「法」 という。) の施行事 務</p>
<p>1 条例第四条第一項の規 定による自然公園の指定 に係る岐阜県自然環境保 全審議会(以下この項中 「審議会」という。)への 諮問並びに条例第五条第 一項の規定による指定の 解除及び区域の変更に係 る審議会への諮問 2 条例第六条第一項の規 定による公園計画に係る 関係市町村及び審議会か らの意見の聴取並びに決</p>	<p>1 法第四条第七項(同条 第十三項において準用す る場合を含む。)の規定 による市町村との協議</p>
<p>1 知事決裁事項で ある条例第四条第 一項の規定による 自然公園の区域の 指定及び同条第二 項の規定による公 示並びに条例第五 条第一項の規定に よる指定の解除及 び同条第二項にお いて準用する条例 第四条第二項の規 定による公示並び</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p> <p>の施行に関する事 務</p>

		<p>施行規則 (昭和四 十年規則 第二十一 号)以下 この項中 「規則」 という。 の施行事 務</p>
<p>10 条例第二十二條第一項の集団施設地区の指定及</p> <p>9 条例第九條第一項の規定による特別地域の指定及び同條第三項において準用する條例第四條第二項の規定による公示</p>	<p>3 条例第七條第一項の規定による公園計画の廃止及び変更に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同條第二項において準用する條例第六條第二項の規定による公示</p> <p>4 条例第七條の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同條第二項の規定による公示(これらの規定を同條第三項において準用する場合を含む。)</p> <p>5 条例第八條第三項の一部執行の認可及び同條第十項の規定による条件の付加</p> <p>6 条例第八條の二の規定による改善命令</p> <p>7 条例第八條の五第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消し</p> <p>8 条例第八條の六第一項の規定による原状回復等の命令及び同條第二項の規定による原状回復等の実施</p>	<p>定並びに同條第二項の規定による公示</p> <p>に部長専決事項を除く條例及び規則の施行に関する事務</p>
		<p>六 岐阜県 自然環境 保全條例 (昭和四 十七年条 例第十七 号)以下 この項中 「條例」 という。 の施行事 務</p>
<p>4 条例第十五條の二第二項及び第三項の規定による保全事業の一部執行に係る協議</p>	<p>3 条例第十五條第一項の規定による保全計画の決定(廃止及び変更を含む。)並びに同條第三項において準用する條例第十四條第三項前段の規定による関係市町村長等との協議等及び條例第十五條第二項の規定による公示等(これらの規定を條例第二十六條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>2 条例第十四條第三項の規定による自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定に係る関係市町村長等との協議等、同條第四項の規定による公告及び同條第六項の規定による公聴会の開催(同條第九項及び條例第二十六條において準用する場合を含む。)</p>	<p>び同條第二項において準用する條例第四條第二項の規定による公示</p> <p>1 条例第十三條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定による基本方針に係る岐阜県自然環境保全審議会(以下この項中「審議会」という。)への諮問</p>
	<p>1 知事専決事項である條例第十三條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定による基本方針の策定及び変更並びに條例第十四條第一項及び第二十五條の区域の指定(指定の解除及び区域の変更を含む。)並びに條例第十四條第七項の規定による公示並びに部長専決事項を除く條例の施行に関する事務</p>	

<p>八 岐阜県 希少野生 生物保護 条例(平 成十五年</p>	<p>七 岐阜県 中部山岳 国立公園 乗鞍鶴ヶ 池駐車場 条例(平 成十四年 条例第四 十六号。 以下この 項中「条 例」とい う。)の 施行事務</p>	
<p>1 条例第七条第三項の規 定による希少野生生物保 護基本方針の策定に係る 岐阜県自然環境保全審議 会(次号及び第五号にお</p>	<p>1 条例第四条第三項の利 用料金の承認 2 条例第十二条の管理業 務の休止又は廃止の承認</p>	<p>5 条例第十六条第一項の 規定による特別地区の指 定(指定の解除及び区域 の変更を含む。)、同条第 二項において準用する条 例第十四条第七項の規定 による公示、条例第十六 条第三項の規定による木 竹の伐採の方法及びその 限度の指定並びに同条第 四項の規定による関係行 政機関の長との協議 6 条例第二十條第一項の 規定による野生動物植物保 護地区の指定(指定の解 除及び区域の変更を含む。 及び同条第二項において 準用する条例第十四条第 七項の規定による公示</p>
<p>1 知事決裁事項で ある条例第七条第 一項の規定による 希少野生生物保護 基本方針の策定並</p>	<p>1 知事決裁事項で ある条例第七条第 三項の規定による 指定管理者の指定 条例第八条第一項 の規定による指定 の取消し及び管理 業務の停止命令並 びに条例第十三条 の規定による公示 並びに部長専決事 項を除く条例の施 行に関する事務</p>	
		<p>条例第二 十二号。 以下この 項中「条 例」とい う。)及 び岐阜県 希少野生 生物保護 条例施行 規則(平 成十五年 規則第百 号。以下 この項中 「規則」 という。) の施行事 務</p>
<p>9 条例第二十一条第一項 の規定による立入制限地</p>	<p>7 条例第十九条第六項の 規定による公聴会の開催 8 条例第十九条第七項の 規定による告示</p>	<p>2 条例第八條第一項(同 条第八項において準用す る場合を含む。)の規定 による指定希少野生生物 の指定及び指定の解除に 係る審議会への諮問 3 条例第八條第二項の規 定による指定希少野生生 物の指定の案の公示及び 同条第四項の規定による 公聴会の開催 4 条例第十九條第一項の 規定による指定希少野生 生物保護区の指定 5 条例第十九條第三項 (条例第二十一条第七項 において準用する場合を 含む。第七号において同 じ。)の規定による審議 会への諮問及び関係市町 村からの意見聴取 6 条例第十九條第四項 (条例第二十一条第七項 において読み替えて準用 する場合を含む。第八号 において同じ。)の規定 による公示及び縦覧</p>
	<p>びに条例第八條第 一項の規定による 指定希少野生生物 の指定及び同条第 七項の規定による 指定の解除並びに 部長専決事項を除 く条例及び規則の 施行に関する事務</p>	

<p>事務の種類 一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>別表第三人づくり文化課の表の次に次の二表を加える。 県民生活相談センター</p>
<p>4 法第五十三條の五の規定による措置命令</p> <p>3 法第五十三條の四第三項の規定による契約条件変更申出の承認</p> <p>2 法第五十條の十三の規定による共済計理人の解任命令</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>13 条例第三十一條第二項及び第三項の規定による告示</p> <p>12 条例第二十九條第三項の保護整備事業の認定及び同條第四項の規定による告示</p> <p>11 条例第二十八條第一項の規定による保護整備事業計画の策定並びに同條第三項の規定による告示及び同條第四項において準用する場合を含む。</p> <p>10 条例第二十六條第一項の規定による野生生物保護推進員の委嘱及び同條第五項の規定による解嘱</p>
<p>1 法第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百六條及び第三百七條第一項の規定による命令</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>9 法第九十四條の二第一項及び第二項の規定による命令並びに同條第四項及び第五項の規定による認可の取消し</p> <p>8 法第六十九條第一項の組合の合併の認可</p> <p>7 法第六十二條第二項の組合の解散の認可</p> <p>6 法第五十八條の規定による組合の設立の認可</p> <p>5 法第五十三條の十三第一項の契約条件変更の承認</p>
<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>
<p>三 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>二 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>1 法第三十五條の三の二十一第一項の規定による改善命令</p> <p>2 法第三十五條の三の三十二第二項の規定による登録の取消し及び業務停止命令</p>
<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関する事務</p>

<p>六 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>五 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第二百三十四号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>四 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第二百四号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>という。）の施行事務</p>
	<p>1 法第七条の規定による違反行為差止等の指示 2 法第八条第一項の規定による内閣総理大臣への措置の請求</p>	<p>1 法第四条第三項の規定による指示に従わない旨の公表</p>	
<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>九 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>八 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>七 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>務</p>
<p>1 法第七条、第十四条、第二十二條、第二十八條、第四十六條、第五十六條及び第五十八條の十二の規定による指示 2 法第八条、第十五條、第二十三條、第二十九條、第四十七條、第五十七條</p>	<p>1 法第六条第三項の規定による指示に従わなかつた旨の公表 2 法第七条第一項の規定による標準価格に関する指示及び同条第二項の規定による公表</p>	<p>1 特定物資の売渡しに係る法第四条第一項の規定による指示、同条第二項の規定による命令及び同条第四項の裁定</p>	
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示</p>	<p>1 法第三条の特定物資の価格の動向等の調査</p>	

<p>十二 金融 広報に関</p>	<p>十一 岐阜 県消費生 活条例 (昭和五 十年条例 第二十九 号。以下 この項中 「条例」 という。) の施行事 務</p>	<p>十 ゴルフ 場等に係 る会員契 約の適正 化に関す る法律 (平成四 年法律第 五十二号 以下この 項中「法 という。) の施行事 務</p>	<p>中「法」 という。) の施行事 務</p>
	<p>7 条例第四十一条の規定による公表</p> <p>6 条例第二十七条の規定による不当な事業活動是正の勧告</p> <p>5 条例第二十六条第一項の規定による特定必需物資の指定</p> <p>4 条例第十六条第一項の規定による不当な取引方法改善の勧告</p> <p>3 条例第十四条第二項の規定による基準遵守の勧告</p> <p>2 条例第十三条第一項の規定による基準の設定</p> <p>1 条例第十条の規定による危害防止措置の勧告</p>	<p>1 法第十条の規定による指示</p> <p>2 法第十一条の規定による業務の停止命令等</p>	<p>及び第五十八条の十三の規定による業務等の停止の命令及び公表</p>
<p>1 金融知識普及に 功績のあつた個人</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>	
<p>二 岐阜県 廃棄物の 適正処理 等に関する</p>	<p>事務の種類</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この項中「法」という。)、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 及び岐阜 県廃棄物 の処理及 び清掃に 関する法 律施行細 則の施行 事務</p>	<p>岐阜地域環境室</p>	<p>する事務</p>
	<p>副知事専決事項</p> <p>部長専決事項</p> <p>1 法第九条の三第三項(同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による計画の変更又は廃止の命令</p> <p>2 法第九条の三第十項の規定による改善命令及び使用停止命令</p> <p>3 法第十四条の三(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事業の停止命令</p> <p>4 法第十四条の三の二(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し</p> <p>5 法第十五条の二の七の規定による産業廃棄物処理施設の改善命令及び使用停止命令</p> <p>6 法第十五条の三の規定による産業廃棄物処理施設の許可の取消し</p> <p>7 法第十九条の三の規定による改善命令</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>又は団体の表彰及び金融庁長官への表彰の内申</p>
<p>1 事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部</p>		<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部二十三の項各号 に掲げる事務</p>	

<p>四 浄化槽法(以下この項中「法」という。)環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)、岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例及び岐阜県浄化槽の保</p>	<p>三 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の施行事務</p>	<p>る条例及び岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の施行規則の施行事務</p>
	<p>1 法第七条の二第三項及び第十二条の二第三項の規定による水質の検査についての措置命令</p> <p>2 法第十二条第二項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての必要な改善命令等</p>	
	<p>1 部長専決事項を除く事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十五の項各号に掲げる事務</p>	<p>二十四の項各号に掲げる事務</p> <p>1 事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十四の二の項に掲げる事務</p>
<p>六 使用済自動車のリサイクル等に関する法律の施行事務</p>	<p>五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行規則</p>	<p>守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年規則第七十二号)の施行事務</p>
	<p>1 法第十六条第一項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置の命令</p>	
<p>1 事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十五の三の項各号に掲げる事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十五の二の項各号に掲げる事務</p>	

<p>十 岐阜県 ゴルフ場 の環境管 理に關す る規則の 施行事務</p>	<p>九 岐阜県 地球温暖 化防止基 本条例の 施行事務</p>	<p>八 岐阜県 リサイク ル認定製 品の認定 及び利用 の推進に 關する条 例の施行 事務</p>	<p>七 岐阜県 埋立て等 の規制に 關する条 例(以下 この項中 「条例」 という。) 及び岐阜 県埋立て 等の規制 に關する 条例施行 規則の施 行事務</p>
<p>1 規則第八条第一項の規 定による公表</p>			<p>1 条例第二十五条第一項 の規定による特定事業の 許可の取消し又は特定事 業の停止命令</p>
<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部十八の項各号に 掲げる事務</p>	<p>1 事務委任規則別 表第三振興局長及 び振興局に置かれ る事務所の長の部 三十五の項各号に 掲げる事務</p>	<p>1 事務委任規則別 表第三振興局長及 び振興局に置かれ る事務所の長の部 二十六の項各号に 掲げる事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部二十五の四の項 各号に掲げる事務</p>
<p>十二 特定</p>			<p>十一 大気 汚染防止 法(以下 この項中 「法」と いう。) の施行事 務</p>
<p>1 法第十条の規定による 10 画の変更命令 法第十八条の十八の規 定による特定粉じん排出 等作業の作業基準適合等 の命令</p>	<p>9 法第十八条の十六の規 定による特定粉じん排出 等作業の方法に關する計 画の変更命令 8 法第十八条の十一の規 定による特定粉じん発生 施設の構造等の改善等の 命令</p>	<p>7 法第十八条の八の規定 による特定粉じん発生施 設の構造等に關する計画 の変更等の命令 6 法第十八条の四の規定 による一般粉じん発生施 設の基準適合命令等 5 法第十八条の十一の規 定による揮発性有機化合 物排出施設の構造等の改 善等の命令</p>	<p>1 法第九条の規定による ばい煙発生施設の構造等 に關する計画の変更等の 命令 2 法第十四条第一項の規 定によるばい煙発生施設 の構造等の改善等の命令 3 法第十七条第三項の規 定による事故等の措置命 令 4 法第十七条の八の規定 による揮発性有機化合物 排出施設の構造等に關す る計画の変更等の命令 5 法第十七条の十一の規 定による揮発性有機化合 物排出施設の構造等の改 善等の命令</p>
<p>1 部長専決事項を</p>			<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部十九の項各号に 掲げる事務</p>

<p>十四 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の</p>	<p>十三 ダイオキシン類対策特別措置法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
	<p>1 第十五条の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令 2 第十六条の規定による総量規制基準適用事業場における処理の方法の改善等の命令 3 第二十二条第一項の規定による特定施設の構造等の改善等の命令 4 第二十三条第三項の規定による総量規制基準適用事業場における処理の方法の改善等の命令 5 第二十三条第三項の規定による事故等における必要な措置命令</p>	<p>公害防止統括者等の解任の命令</p>
<p>1 事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の三の項第一号に掲げる事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の二の項各号に掲げる事務</p>	<p>除く事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の項各号に掲げる事務</p>
	<p>十六 土壌汚染対策法（以下この項中「法」という。）及び土壌汚染対策法施行規則（以下この項中「施行規則」という。）の施行事務</p>	<p>十五 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行事務</p>
	<p>1 第三条第三項の規定による使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査の報告をしないとき等の報告等の命令 2 第五条第五項の規定による確認の取消し 3 第四条第二項及び第五条第一項の規定による土地等の調査等の命令 4 第七条第一項の規定による汚染の除去等の措置の指示 5 第七条第四項の規定による汚染の除去等の措置命令 6 第十二条第四項の規定による形質の変更の施行方法に関する計画変更</p>	
	<p>1 部長専決事項を除く事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の五の項各号に掲げる事務</p>	<p>1 事務委任規則別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十一の四の項各号に掲げる事務</p>

<p>以下この 十六号、 条例第七 成十七年 条例(平 散の防止 出及び飛 ストの排 県アスベ 十八 岐阜</p>	<p>十七 岐阜 県公害防 止条例 (以下こ の項中 「条例」 という。) の施行事 務</p>	
<p>1 条例第十條のアスベ ト発生施設の構造等に 関する計画の変更等の 命令 2 条例第十三條第一項 のアスベスト発生施設 の構造等の改善等の 命令</p>	<p>1 条例第十八條の規定 による届出に係るばい 煙発生施設の構造等に 関する計画の変更等の 命令 2 条例第二十三條第一 項の規定によるばい煙 発生施設の構造等の改 善等の命令 3 条例第三十一條の規 定による基準適合命令 4 条例第三十八條の規 定による特定施設の構 造等に関する計画の変 更等の命令 5 条例第四十一條の規 定による特定施設の構 造等の改善等の命令</p>	<p>7 命令 法第十六條第四項の 規定による汚染土壌を 搬出しよととする者 に対する措置命令 8 法第十九條の規定 による措置命令 9 施行規則第四十四 條第五項の規定によ る帯水層がない旨の 確認の取消し</p>
<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部二十二の二の項 各号に掲げる事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部二十二の二の項 各号に掲げる事務</p>	
<p>二十 温泉 法(以下 この項中 「法」と いう。) 及び岐阜 県温泉法 施行細則 (平成十 五年規則 第四十四 号)の施 行事務</p>		<p>項中「条 例」とい う。の 施行事 務 十九 水質 汚濁防止 法(以下 この項中 「法」と いう。) の施行事 務</p>
<p>1 法第十四條の五第三 項の規定による可燃性 天然ガスの濃度につい ての確認の取消し</p>	<p>1 法第八條の規定に よる特定施設等の構 造等に関する計画の 変更等の命令 2 法第八條の二及び 法第十三條第三項の 規定による指定地域 内事業場における汚 水又は廃液の処理の 方法の改善等の命令 3 法第十三條第一項 、法第十三條の二第 一項及び法第十三條 の三第一項の規定に よる特定施設等の構 造等の改善等の命令 4 法第十四條の二第 四項の規定による事 故等における応急の 措置命令 5 法第十四條の三第 一項及び第二項の規 定による地下水の水 質の浄化のための 措置命令</p>	
<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部三十の二の項各 号に掲げる事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置か れる事務所の長の 部二十の二の項各 号に掲げる事務</p>	

<p>二十三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）及び鳥獣</p>	<p>二十二 岐阜県自然環境保全条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>二十一 自然公園法（以下この項中「法」という。）及び岐阜県立自然公園条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>
<p>1 法第十条第一項の規定による措置命令 2 法第十条第二項（法第十五条第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し 3 法第十五条第十項の規定による措置命令 4 法第二十二條第一項の</p>	<p>1 条例第二十二條第一項（条例第二十六條において準用する場合を含む。）の規定による行為の禁止等の命令 2 条例第二十三條（条例第二十六條において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者に対する行為の中止命令、原状回復命令又はこれに代わるべき必要な措置の命令</p>	<p>1 法第三十四條第一項の規定による中止命令等 2 条例第二十條第一項の規定による行為の中止等の命令</p>
<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置かれる事務所の長の 部二十九の項各号 に掲げる事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置かれる事務所の長の 部二十八の項各号 に掲げる事務</p>	<p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置かれる事務所の長の 部二十七の項各号 に掲げる事務</p>
<p>別表第三医療整備課の表六の項中「及び医療法施行規則（昭和二十三年省令第五十号、以下この項中「省令」という。）」を削り、同項部長専決事項の欄第二号中「第六条の三第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第六条の八第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第七条の二第一項の」の下に「規定による」を</p>	<p>二十四 岐阜県希少野生生物保護条例（以下この項中「条例」という。）及び岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>	<p>の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の施行事務</p> <p>規定による措置命令 5 法第二十二條第二項の規定による登録の取消し 6 法第三十條第二項の規定による中止命令、原状回復命令及び措置命令 7 法第三十五條第十一項の規定による措置命令 8 法第三十五條第十二項において読み替えて準用する法第二十四條第十項の規定による承認の取消し</p> <p>1 条例第十五條第一項の規定による必要な措置の命令及び同条第二項の規定による許可の取消し 2 条例第二十二條第二項の規定による中止命令及び同条第三項の規定による必要な措置の命令</p> <p>1 部長専決事項を 除く事務委任規則 別表第三振興局長 及び振興局に置かれる事務所の長の 部三十四の項各号 に掲げる事務</p>

加え、同欄第六号中「第七条の第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第七条の第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十四号を削り、同欄第二十三号中「第六十六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十四号とし、同欄第二十二号中「第六十四条の第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十一号中「第六十四条第一項の」及び「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十二号とし、同欄第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十六号中「第三十五条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十七号とし、同欄第十五号中「第三十条の十一の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十六号とし、同欄第十四号中「第三十条の四第八項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十五号とし、同欄第十三号を第十四号とし、同欄第十二号中「第二項の」及び「同条第三項の」の下に「規定による」を加え、「と称すること」を削り、同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号中「第二十八条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号中「第二十五条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号中「第二十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、「の命令」を削り、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「第二十三条の二の」の下に「規定による」を、「増員」の下に「命令」を加え、同号を同欄第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

8 法第七条の二第四項の既存病床数及び申請病床数の補正

別表第三保健医療課の表八の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

別表第三障害福祉課の表六の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第五十一条の三十三第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第五十一条の二十九第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第六十六条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第六十七条第三項の」の下に「規定による」を加える。

別表第三産業技術課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項の」の下に

「規定による」を加え、同欄第二号中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同欄第三号中「同条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第七十五条第一号の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「審議会等」を「審議会その他の合議制の機関」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第四十二条の」を「第四十一条の規定による」に改め、「第七十五条第二号の」の下に「規定による」を加え、「認可並びに」を「認可及び」に改め、同表四の項を削る。

別表第三商業流通課の表四の項部長専決事項の欄第一号中「第八条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第九条第七項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号を削り、同表の次に次の一表を加える。

岐阜地域産業労働室

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 採石法 (以下この項中「法」という。)の施行事務		<ol style="list-style-type: none"> 1 法第三十三条の九の規定による採取計画の変更の命令 2 法第三十三条の十二の規定による採取計画の認可の取消し又は岩石採取の停止の命令 3 法第三十三条の十三第一項の規定による災害防止措置又は採取の停止の命令 4 法第三十三条の十三第二項の規定による採取跡の崩壊防止施設の設置その他必要な措置の命令 5 法第三十三条の十七の規定による採取廃止者への災害防止設備の整備命令 6 法第三十四条の四の規定による聴聞の実施(法第三十二条の十第一項に係るものを除く。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第三十三条の採取計画の認可 2 法第三十三条の五第一項の採取計画の変更の認可 3 法第三十三条の五第二項の規定による採取計画の軽微な変更の届出の受付 4 法第三十三条の五第四項の規定による採石業者の氏名等の変更の届出の受付 5 法第三十三条の六の規定による関係市町村長の意見の聴取及び処分の通報 6 法第三十三条の七第一項の規定による採取計画の認可

<p>三 工場立地法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>二 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	
	<p>1 法第六条第一項の規定による旅行業の登録の拒否 2 法第十八条の三第一項の規定による業務の改善の命令 3 法第十九条第一項及び第二項の規定による旅行業の登録の取消し等 4 法第二十三条第一項の規定による公開による意見の聴取</p>	
<p>1 法第六条第一項第七條第一項及び第八條第一項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>7 可への条件の付加 7 法第三十三条の十の規定による岩石採取の休止又は廃止の届出の受付 8 法第三十三条の十四第二項の規定による市町村長からの要請による必要な調査及び措置 9 法第四十二条第一項の規定による業務の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施 10 法第四十二条の二後段の国又は地方公共団体との協議</p>
	<p>四 砂利採取法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	
	<p>1 法第二十二條の規定による採取計画の変更の命令 2 法第二十三條第一項の規定による災害防止の措置又は砂利採取の停止の命令 3 法第二十三條第二項の規定による採取跡地の埋戻しその他災害防止の措置の命令 4 法第二十六條の規定による採取計画の認可の取消し又は採取の停止の命令 5 法第三十八條第一項の規定による聴聞の実施(法第十二條第一項に係るものを除く。)</p>	
<p>7 加 法第三十三條の</p>	<p>1 法第十六條の採取計画の認可 2 法第二十條第一項の採取計画の変更の認可 3 法第二十二條第二項の規定による採取計画の軽微な変更の届出の受付 4 法第二十三條第三項の規定による砂利採取業者の氏名等の変更の届出の受付 5 法第二十四條の規定による砂利採取の廃止の届出の受付 6 法第三十一條第一項の規定による認可への条件の付加 7 法第三十三條の</p>	<p>法律第八号)附則第三條第一項の規定による届出の受付 2 法第九條第一項の勧告 3 法第十條第一項の規定による変更命令 4 法第十一條第二項の規定による期間の短縮 5 法第十二條及び第十三條第三項の規定による届出の受付</p>

<p>五 岐阜県 小規模企 業者等設 備導入資 金等貸付 規則(昭 和四十六 年規則第 五十二号 以下この 項中「規 則」とい う。)の 施行事務</p>	
<p>1 岐阜県中小企業 設備近代化資金等 貸付規則の一部を 改正する規則(平 成十二年規則第百 五十四号)による 改正前の規則(以 下この項中「旧規 則」という。)第 六条の規定による 借主からの担保の 提供及び当該担保 に係る登記</p> <p>2 旧規則第十三条 第一項の規定によ る事前承認</p> <p>3 旧規則第十七条 第一項の規定によ る届出の受付等</p> <p>4 旧規則第二十一 条の規定による必 要な報告の徴収及</p>	<p>規定による業務に 関する報告の徴収</p> <p>8 法第三十四条第 二項の規定による 立入検査等の実施</p> <p>9 法第三十六条第 三項の規定による 関係市町村長への 通報</p> <p>10 法第三十七条第 二項の規定による 市町村長からの要 請による必要な調 査及び措置</p> <p>11 法第四十三条後 段の国又は地方公 共団体との協議</p>
<p>事務の種類 一 農業協 同組合法 (昭和二 十二年法 律第三百 十二号。 以下この 項中「法 則」とい う。)の 施行事 務</p>	<p>六 労働相 談に関する 事務</p>
<p>副知事専決事項</p>	
<p>部長専決事項</p> <p>1 法第十一条の二十二の 規定による共済計理人の 解任の命令</p> <p>2 法第十一条の三十四の 規定による措置の命令</p> <p>3 法第四十条第一項及び 第三項の規定による選任 等</p> <p>4 法第六十条第一項(法 第六十四条第三項及び第 六十五条第三項において 準用する場合を含む。) の認可</p> <p>5 法第六十三条第二項の 規定による設立の認可の 取消し</p> <p>6 法第九十四条の二第一 項及び第二項の規定によ る命令並びに同条第五項 の指示</p> <p>7 法第九十五条第一項の 規定による措置の命令及 び同条第二項の規定によ る業務停止等の命令</p>	<p>部長専決事項</p> <p>1 法第十一条の二十二の 規定による共済計理人の 解任の命令</p> <p>2 法第十一条の三十四の 規定による措置の命令</p> <p>3 法第四十条第一項及び 第三項の規定による選任 等</p> <p>4 法第六十条第一項(法 第六十四条第三項及び第 六十五条第三項において 準用する場合を含む。) の認可</p> <p>5 法第六十三条第二項の 規定による設立の認可の 取消し</p> <p>6 法第九十四条の二第一 項及び第二項の規定によ る命令並びに同条第五項 の指示</p> <p>7 法第九十五条第一項の 規定による措置の命令及 び同条第二項の規定によ る業務停止等の命令</p>
<p>課長専決事項</p> <p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>	<p>び調査</p> <p>1 所管区域内の労 働組合の設立、労 働争議の予防及び 解決その他労使関 係に関する労働相 談</p>

別表第三農政課の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を削り、五の項を三の項とし、六の項から十の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の次に次の一表を加える。
検査監督課

<p>二 水産業 協同組合 法(昭和 二十三年 法律第二 百四十二 号。以下 この項中 「法」と いう。) の施行事 務</p>				
<p>9 法第九十五条第三項の 規定による信用事業規程 等の承認の取消し 9 法第九十五条の二の規 定による解散の命令 10 法第九十六条第一項の 規定による決議等の取消 し 11 法第九十七条の規定に よる組合施設専用契約の 取消し</p>	<p>8 法第九十五条第三項の 規定による信用事業規程 等の承認の取消し 9 法第九十五条の二の規 定による解散の命令 10 法第九十六条第一項の 規定による決議等の取消 し 11 法第九十七条の規定に よる組合施設専用契約の 取消し</p>			
<p>1 法第四十三条第一項及 び第三項の規定による選 任等 2 法第六十四条(法第六 十八条第三項及び第六十 九条第三項において準用 する場合を含む。)の認 可 3 法第六十六条の二の規 定による設立の認可の取 消し 4 法第二百一十三条の二第 一項から第三項までの規 定による命令 5 法第二百一十四条第一項 の規定による措置命令及 び同条第一項の規定によ る業務停止等の命令 6 法第二百一十四条第三項 の規定による信用事業規 程等の認可の取消し 7 法第二百一十四条の二の 規定による解散の命令 8 法第二百一十五条第一項 の規定による決議等の取 消し 9 法第二百一十六条の規定 による専用契約の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>			
<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>				
<p>別表第三農産経営課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第五条第一項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第五条第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改める。 別表第三農産園芸課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「の指定の申出、法第六条第三項の区域の変更の申出又は法第七条第二項の指定の解除の」を「法第六条第三項及び法第七条第二項において準用する場合を含む。」の規定による「に改め、同欄第二号中「第八条第一項の」及び「第九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同表十一の項部長専決事項の欄第二号中「第十六条の登録の申請、法第十七条の三の登録の更新の申請及び法第十七条の八の」を「第十六条第一項(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)の申請及び法第十七条の八第一項の規定による」に改め、同欄第三号中「法第十七条の七の」を「法第十七条の七第一項の規定による」に改め、同表に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="475 1169 874 2056"> <tr> <td data-bbox="475 1169 874 1505"> <p>十一 お茶 の振興に 関する法 律(平成 二十三年 法律第二 十一号。 以下この 項中「法 と」とい う。) の施行事 務</p> </td> <td data-bbox="475 1505 874 1818"> <p>1 法第三条第一項の規定 による茶業及びお茶の文 化の振興に関する計画の 作成及び同条第三項の規 定による公表</p> </td> <td data-bbox="475 1818 874 2056"> <p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p> </td> </tr> </table> <p>別表第三林政課の表中三の項を六の項とし、二の項を五の項とし、同表一の項部長専決事項の欄第一号中「第五十三条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第百一十二条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第百一十三条第一項の」及び「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第百一十三条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第百一十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第百一十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第百一十六条の」の下に「規定による」を加え、同項を同表三の項とし、同項の次に</p>	<p>十一 お茶 の振興に 関する法 律(平成 二十三年 法律第二 十一号。 以下この 項中「法 と」とい う。) の施行事 務</p>	<p>1 法第三条第一項の規定 による茶業及びお茶の文 化の振興に関する計画の 作成及び同条第三項の規 定による公表</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>	
<p>十一 お茶 の振興に 関する法 律(平成 二十三年 法律第二 十一号。 以下この 項中「法 と」とい う。) の施行事 務</p>	<p>1 法第三条第一項の規定 による茶業及びお茶の文 化の振興に関する計画の 作成及び同条第三項の規 定による公表</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>		

次のように加える。

<p>四 岐阜県 水源地域 保全条例 (平成二 十五年条 例第二十 四号。以 下この項 中「条例 」という。)の施行事 務</p>		<p>1 条例第十九条の規定に よる勧告 2 条例第二十條第一項の 規定による公表</p>	<p>1 部長専決事項を 除く条例の施行に 関する事務</p>
<p>一 測量法 (昭和二 十四年法 律第八八 十八号。 以下この 項中「法 」という。)の施行事 務</p>		<p>1 法第三十三條第一項の 公共測量作業規程の承認 の申請 2 法第三十六條の規定に よる公共測量計画書の提 出</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>
<p>二 森林法 (昭和二 十六年法 律第二百 四十九号。 以下この 項中「法 」という。)の施行事 務</p>		<p>1 法第五條第一項の地域 森林計画の樹立及び同条 第五項の規定による地域 森林計画の変更 2 法第六條第三項の規定 による森林審議会等の意 見の聴取及び同条第四項 の規定による森林審議会 への意見の要旨の提出 3 法第十條の五第九項 (法第十條の六第四項に</p>	<p>1 部長専決事項を 除く法の施行に関 する事務</p>

別表第三森林政課の表に一の項及び二の項として次のように加える。

	<p>において準用する場合を含む。)の規定による市町村森林整備計画の樹立に係る協議 4 法第十条の六第一項の規定による市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知 5 法第十条の十一第二項の調停 6 法第十条の十一の三第一項の規定による裁定の申請の公告及び通知 7 法第十条の十一の四第一項の裁定 8 法第十条の十一の五第一項の規定による裁定等の通知及び公告 9 法第十条の十一の八の分収育林契約の解除の承認</p>
--	---

別表第三森林整備課の表一の項を削り、同表二の項部長専決事項の欄第一号中「第五条の」を「第五条第一項から第三項までの規定による」に改め、同欄第二号中「第七条の三第一項の」を「同条第三項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第七条の五第一項の」を「同条第二項の」及び「第七条の三第四項の」の下に「規定による」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同欄第四号中「第七条の六第一項の」の下に「規定による」を加え、「同条第三項」を「同条第三項」(法第七条の九第三項において準用する場合を含む。)(の規定による」に、「同条第四項の」を「同条第四項(法第七条の九第三項において準用する場合を含む。)(の規定による」に改め、同欄第五号中「第七条の九第一項の」の下に「規定による」を加え、「並びに同条第三項において準用する法第七条の六第三項及び第四項の森林審議会等の意見の聴取等」を削り、同欄第六号中「第八条第四項の」の下に「規定による」を加え、同項を同表一の項とし、同表三の項中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削り、同項部長専決事項の欄中第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、同欄に次の

一号を加える。

2 法第五十条第二項の公開による意見の聴取

別表第三森林整備課の表中三の項を二の項とし、同表四の項部長専決事項の欄第二号中「第六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「及び第三項の届出事項の遵守の勧告等」を「の規定による届出事項の遵守の勧告及び同条第三項において準用する法第六条第二項の規定による公表」に改め、同項を同表三の項とし、同表中五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を削り、八の項を六の項とする。

別表第三技術検査課の表一の項副知事専決事項の欄第一号を削り、同項部長専決事項の欄第一号を削り、同表二の項副知事専決事項の欄第一号を削り、同項部長専決事項の欄第一号を削り、同表四の項副知事専決事項の欄第一号を削り、同項部長専決事項の欄第一号を削り、同表七の項部長専決事項の欄第二号を削る。

別表第三道路建設課の表一の項を削る。

別表第三出納管理課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第百六十八条第八項の」を「第百六十八条第七項の規定による」に改め、同欄第三号中「第百二十六条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第五十四条の」を「第五十四条第一項の規定による」に改め、同欄第二号中「第百六十八条の」を「第百六十八条第一項から第三項までの規定による」に改め、同欄第三号中「第百八十条第二項の」の下に「規定による」を加える。

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所（岐阜保健所にあつては、岐阜市の区域に係る事務所を含む。）の部中「岐阜保健所にあつては、岐阜市の区域に係る事務所を含む。」を削り、同部一の項現地機関の課長専決事項の欄第一号中「第八条の第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十四条第十項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十八条において」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十八条を」第三十九条の三第一項の「の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十九条の三第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第四十条で準用する法第十条の」を「第四十条第一項において準用する法第十条の規定による」に改め、同欄第九号中「で準用する法第十条の」を「において準用する法第十条の規定による」に改め、同欄第十号中「第五条の」を「第五条第一項の規定による」に改め、同欄第十一号中「第六条の」を「第六条第一項の規定による」に改め、同欄第十二号中「第七条の」を「第七

条第一項の規定による」に改め、同欄第十三号中「第十二条の」を「第十二条第一項の規定による」に改め、同欄第十四号中「第十三条の」を「第十三条第一項の規定による」に改め、同欄第十五号中「第十四条の」を「第十四条第一項の規定による」に改め、同欄第十六号中「第四十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十七号中「第四十六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「第四十七条の」の下に「規定による」を加え、同表二の項現地機関の長専決事項の欄第一号中「岐阜市の区域にあるものを除く。以下この項において同じ。」を削り、同項現地機関の課長専決事項の欄第一号中「第七条第三項の」の下に「規定による」を加え、「（岐阜市の区域にあるものを除く。）」を削り、同欄第二号中「第十条第一項の」の下に「規定による」を加え、「（岐阜市の区域にあるものを除く。）」を削り、同欄第三号中「第三十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十六条第一項の」の下に「規定による」を加える。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「並びに組織規則」を「組織規則」に改め、「部長」の下に「並びに第百六十九条の二第一項に規定する病性鑑定監」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 第六条の規定にかかわらず、森林文化アカデミーにおいて所掌させる事務

で、所長決裁事項のうち、定型的な事項については、副学長が専決することができるものとする。

第九条中「及び第七条」を削り、「あつては」を「おいて所掌させる事務で」に改め、「それぞれの」を削り、「事務に」を「事項に」に改め、「当該」を削る。

第十四条第一項中「希望が丘学園」を「森林文化アカデミー、希望が丘学園」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 森林文化アカデミーにあつては、副学長が所長の代決をすることができるものとする。

別表第一六の項所長決裁事項の欄第一号中「第三十六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十七条第一項の」及び「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「同じ。」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第三十七条の四第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第七十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第十九条の」を「第十九条第一項の規定による」に改め、「又は」の下に「同条第三項において準用する同法第五条第二項の規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同欄第三号中「第三十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「同じ。」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十七条の四第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第七十八条の」の下に「規定による」を加える。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表八の項所長決裁事項の欄第一号中「第二条の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「広報事項」を「重点広報事項」に、「提出」を「報告」に改め、同表九の項所長決裁事項の欄第一号中「により」を「の」に、「設置許可又は」を「設置の許可及び」に、「若しくは」を「又は」に、「変更許可」を「変更の許可」に改め、同欄第二号中「第十一条の三の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十一条の五の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十一条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第十二条の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十二条の三の」の下に「規定による」を加え、「一時停止」を「一時停止の命令」に、「使用制限の命令」

を「使用の制限」に改め、同欄第七号中「第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第十三条の二十四の」を「第十三条の二十四第一項の規定による」に改め、同欄第九号中「変更認可」を「変更の認可」に、「法第十四条の二第三項の」を「同条第三項の規定による」に改め、同欄第十号中「第十四条の三第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第十六条の五の」を「第十六条の五第一項の規定による」に改め、同欄第十三号中「第十六条の六の」を「第十六条の六第一項の規定による」に改め、同表十四の項所長決裁事項の欄第一号中「第十八条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号及び第三号を次のように改める。

2 規則第四条第四項の規定による事業計画の概要の審査、同条第五項の規定による開発協議を求める旨の事業者への通知又は事業計画の変更若しくは事業の中止に係る指導

3 規則第五条第三項の規定による土地開発計画の具体的内容の審査及び同条第四項の規定による承認する旨の通知又は土地開発計画の変更若しくは土地開発工事の中止に係る指導

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十四の項所長決裁事項の欄第四号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第十一条第三項の」の下に「規定による」を加え、「提出要求」を「提出の要求」に改め、同欄第六号中「規則の規定に従わないで土地開発事業を施行した者に対する措置」を「規定による公表」に改め、同項課長専決事項の欄第三号中「第十五条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十六条の」の下に「規定による」を加え、同表十五の項所長決裁事項の欄第三号中「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「で準用する」を「において準用する」に改め、「第三百七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「設立認可」を「設立の認可」に改め、同欄第九号中「第五十八条の七第三項の」の下に「規定による」を加え、「からの」を「に対する」に、「聴取」を「求め」に改め、同欄第十号中「第五十八条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「合併認可」を「合併の認可」に改め、同欄第十二号中「第四百四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第六六条の」の下に「規定による」を、「組合」の下に「又は中央会」を加え、同欄第十四号中「第六六条の二の」の下に「規定による」を加え、同表十七の項所長決裁事項の欄第三号中「第八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第九条第三項の」の下に「規定による」を加え、「又は販売業者」

を削り、「製造施設等」を「製造施設」に改め、同欄第五号中「第十一条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第十四条第二項の」の下に「規定による」を加え、「構造等の基準の適合命令」を「修理等の命令」に改め、同欄第八号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第四十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第四十五条の」を「第四十五条に規定する」に改め、同表十八の項所長決裁事項の欄第四号中「第二十条の」を「第二十条において読み替えて準用する法第六条の規定による」に、「製造事業者又は販売事業者」を「製造事業又は販売事業」に改め、同欄第五号中「第二十条の」を「第二十条において読み替えて準用する法第九条第三項の規定による」に、「製造事業者又は販売事業者の製造施設等」を、「製造設備等」に改め、同欄第六号中「の製造事業者又は販売事業者」を「において読み替えて準用する法第十五条の規定による猟銃等の製造事業又は販売事業」に改め、同表二十の項所長決裁事項の欄第二号中「第十三条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十四条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十六条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第十六条の第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二十二条の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号及び第八号中「販売事業者」を「規定による販売事業」に改め、同欄第十二号中「第三十四条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十四号中「第三十五条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第三十五条の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第十六号中「第三十五条の三の」の下に「規定による」を加え、同欄第十七号中「第三十五条の五の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「液化石油ガス販売事業者」を「保安の確保の方法等」に改め、同欄第十九号中「第三十五条の十の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十号中「認可」を「許可」に改め、同欄第二十三号中「第三十七条の四第三項の」の下に「において準用する法第二十七条の二第一項」を加え、同欄第二十四号中「第三十七条の五第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十五号中「第三十七条の七第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十五号中「(岐阜振興局を除く。)」を削り、同項所長決裁事項の欄第一号中「第十九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同表二十六の項所長決裁事項の欄第一号中「第八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第八条の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第三項の」を「第三項、法第十三条の二第一項並びに法第十三条の三第一項の規定による」に改め、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同欄第六号中「第十四条の二第四項の」の下に「規定

による」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第七号中「第二項」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第六号とし、同表二十八の項所長決裁事項の欄第一号中「第十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二十三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十三条の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「基準適合命令」を「規定による基準適合命令等」に改め、同欄第五号中「第三十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第四十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第六十九条の」の下に「規定による」を加え、同表三十一の二の項所長決裁事項の欄第一号中「第十六条の」を「第十六条第一項の規定による」に改め、同表三十一の三の項所長決裁事項の欄第五号から第七号までを削り、同表三十一の四の項所長決裁事項の欄第三号中「第十四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二十三条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第四条第二項」を「第四条第一項第十二号」に改め、同表三十四の項所長決裁事項の欄第一号中「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十八条第四項」を「第十八条第四項後段」に改め、「含む」の「の」の下に「規定による」を加え、「の機関」を削り、同欄第三号中「第十八条第二項の」の下に「規定による」を加え、「同条第四項の」を「同条第四項後段の規定による」に、「第四項」を「第四項の規定」に改め、同欄第四号中「含む」の「の」の下に「規定による行為の」を加え、同欄第五号及び第六号中「含む」の「の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第十八条第五項の」及び「第十九条第二項の」の下に「規定による」を、「受理」の下に「これらの規定を条例第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同欄第二号中「第十八条第六項の」を「第十八条第六項(条例第二十六条において準用する場合を含む。)」の規定による」に、「届出」を「通知」に改め、同欄第三号中「届出書」を「規定による届出」に改め、同欄第四号中「通知書」を「規定による通知」に改め、同欄第五号中「第二十一条第二項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「含む」の「の」の下に「規定による」を加え、同表三十五の項所長決裁事項の欄第二号中「第九条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第九条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第八項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第十条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第十五条第四項」を「第十五条第四項ただし書」に改め、同欄第八号中「第十五条第六項の」の下に「規定による」

を加え、同欄第九号中「第十五条第十項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十四号中「第十九条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第二十二條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十六号中「第二十二條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「第二十九條第十項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十号中「第三十條第二項の」の下に「規定による中止命令、原状回復命令及び」を加え、同欄第二十一号中「銃猟」を「承認対象捕獲等」に改め、同欄第二十二号中「第三十五條第七項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十三号中「第三十五條第十一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十八号中「職員」を「規定」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「第九條第十一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第九條第十二項の」を「第九條第十三項の規定による」に改め、同欄第五号中「第十五條第九項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十九條第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第二十條第三項の」の下に「規定による」を加え、「譲受等」を「譲受け等」に改め、同欄第九号中「第二十一條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第三十五條第十項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第七條第十項又は第十一項の」を「第七條第十一項又は第十二項の規定による」に改め、同欄第十三号中「第七條第十二項又は第十三項の」を「第七條第十三項又は第十四項の規定による」に改め、同欄第十四号中「第十五條第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第十五條第七項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十六号中「第二十條第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「第四十二條第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十九号中「第四十二條第六項の」の下に「規定による」を加え、同表三十七の項から三十九の項までを削り、同表四十の項中「条例第二号」の下に「及び岐阜県希少野生生物保護条例施行規則(平成一五年規則第一〇〇号)」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「同条第四項の」及び「同条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十五條第一項の」及び「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「同条第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二十二條第二項の」及び「同条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十五條第二項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第二号中「報告徴収命令及び立入調査」を「規定による報告徴収及び立入検査」に改め、同欄第四号中「第七項の」の下に「規定による」

を加え、同欄第六号中「報告徴収命令」を「規定による報告徴収」に改め、「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十五條第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

8 規則第五条第三項の規定による届出の受理

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表中四十の項を三十七の項とし、四十の二の項を三十八の項とし、同表四十一の項中「振興局及び西濃振興局揖斐事務所に限る。次の項から五十七の項まで」を「東濃振興局、中濃振興局中濃事務所及び東濃振興局恵那事務所を除く。次の項、四十五の項及び四十六の項」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「第二十五條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「及び」を「において準用する法第二十四條第一項及び法」に改め、「第二十五條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二十八條第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「の保護」を「に規定する保護」に改め、同欄第六号中「第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「被保護者の」を「規定により被保護者が」に改め、同欄第八号中「第七十六條の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第七十七條の」の下に「規定により」を加え、同欄第十号中「第七十八條の」の下に「規定により」を加え、同欄第十一号中「第八十條の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第八十一條の」の下に「規定による」を加え、同項を同表三十九の項とし、同表四十一の二の項所長決裁事項の欄第一号中「第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「に基づく」を「の規定により」に、「を準用する」を「の例によることとされる」に改め、同項を同表四十の項とし、同表中四十二の項を四十一の項とし、同表四十三の項所長決裁事項の欄第一号中「第十八條の二第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十八條の二第二項の」の下に「規定による」を加え、同項を同表四十二の項とし、同表四十四の項中「旧法」を「以下この項及び別表第二岐阜地域福祉事務所の表五の項中「平成一八年旧法」という。」に改め、同項所長決裁事項の欄第三号中「第三項までの」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第七十七條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三項までの」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第八十四條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第三項までの」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第九十二條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第一百一条の」の下に「規定による」を加え、「使用制限等の命令」を「使用の制限等」に改め、同欄第十四号中「第一百二條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十

五号及び第十七号中「第三項までの」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「第百十五条の九第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十九号中「第三項までの」の下に「規定による」を加え、同欄第二十号中「第百十五条の三十五第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十一号中「第百十五条の三十五第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十三号中「旧法を「平成一八年旧法」に改め、「第三項までの」の下に「規定による」を加え、同欄第二十四号中「旧法を「平成一八年旧法」に改め、「第百十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項を同表四十三の項とし、同表四十五の項所長決裁事項の欄第一号中「第二十二條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二十三條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第三十一條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第四十六條第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第五十六條の」の下に「規定により」を加え、同項を同表四十四の項とし、同表四十六の項所長決裁事項の欄第二号中「第二十一條の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十二條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「除く」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第十二條の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第三十七條の」の下に「規定による」を加え、同項を同表四十五の項とし、同表四十七の項中「改正法」を「以下この項及び別表第二岐阜地域福祉事務所の表八の項中「昭和六〇年改正法」という。」「に、「改正政令」を「以下この項及び別表第二岐阜地域福祉事務所の表八の項中「昭和六〇年改正政令」という。」「に、「改正省令」を「以下この項及び別表第二岐阜地域福祉事務所の表八の項中「昭和六〇年改正省令」という。」「に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「除く」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十二條の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「改正法を「昭和六〇年改正法」に改め、「第二十一條の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「改正法」を「昭和六〇年改正法」に改め、「第二十二條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「改正法」を「昭和六〇年改正法」に改め、「第二十二條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「改正政令」を「昭和六〇年改正政令」に改め、「第五條第二項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「改正法」を「昭和六〇年改正法」に、「改正省令」を「昭和六〇年改正省令」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表中四十八の項から五十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表五十四の項第一号中「第七條第二項の」の下に「規定による」を加え、同

項第二号中「第七條の三の」の下に「規定による」を加え、同項第四号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、「意見書」を「意見書等」に改め、同項第五号中「第十九條」を「第十九條第一項」に改め、同項を同表五十三の項とし、同表中五十五の項から五十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表五十八の項中「障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項を同表五十七の項とし、同表中五十九の項を削り、六十の項を五十八の項とし、六十一の項を五十九の項とし、同表六十二の項所長決裁事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項を同表六十の項とし、同表中六十三の項を六十一の項とし、六十四の項を六十二の項とする。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「第五條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第六條の八第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第二十三條の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第二十四條第一項の」の下に「規定による」を加え、「使用制限等の命令」を「使用の制限等」に改め、同欄第十二号中「第二十五條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第二十五條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第二十八條の」の下に「規定による」を加え、同欄第十六号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十号を削り、同欄第十九号中「報告の要求」を「規定による報告の徴収」に改め、同項を同欄第二十号とし、同欄中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

18 法第四十六條の四第六項後段の規定による特別代理人の選任

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表八の項所長決裁事項の欄第一号中「第三十六條第三項の」の下に「規定による」を加え、「命令」を「指示」に改め、同欄第二号中「第三十七條の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第三十三條第一項」の下に「第三十一條及び第三十四條において準用する場合を含む。」「を加え、同欄第二号中「第三十九條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第三十九條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十九條第三項の」の下に「規定による」を加え、同表十一の項所長決裁事項の欄第一号及び第二号を削り、同欄第三号中「第二十一條の四第一項の」の下に「規定による」を加え、同項を同欄第一号とし、同欄第四号中「第二十一條の四第二項の」の下に「規定による」を加え、同項を同欄第二号とし、同欄第五号中「第二十一條の四第三項の」

下に「規定による」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第六号を削り、同表二十三の項所長決裁事項の欄第一号中「第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十六条の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第十八条第一項の」の下に「規定による」を加え、「のけい留」を「の抑留」に改め、同表三十一の項第一号中「第十一条第二項の」を「第十一条第一項の規定による」に改め、同表三十四の項第一号中「第六十九条第二項及び第三項の」を「第六十九条第二項から第四項までの規定による」に、「立ち入り」を「立入り」に改め、同項第二号中「第七十六条の八第一項の」の下に「規定による」を加え、「立入り」を「立入り」に改め、同表中三十九の項を削り、四十の項を三十九の項とし、同表四十一の項所長決裁事項の欄第三号中「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「で準用する」を「において準用する」に改め、「第三百七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「設立認可」を「設立の認可」に改め、同欄第九号中「第五十八条の七第三項の」の下に「規定による」を加え、「からの」を「に対する」に、「聴取」を「求め」に改め、同欄第十号中「第五十八条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「合併認可」を「合併の認可」に改め、同欄第十二号中「第四百条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第六百六条の」の下に「規定による」を、「組合」の下に「又は中央会」を加え、同欄第十四号中「第六百六条の二の」の下に「規定による」を加え、同項を同表四十の項とし、同表中四十二の項を四十一の項とし、四十三の項を四十二の項とし、同表四十四の項中「障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第三十二条の」を「第三十二条第一項の規定による」に改め、同欄第二号中「第三十二条の」を「第三十二条第一項の規定による」に改め、同欄第二号中「第三十二条の」を「第三十二条第一項の規定による」に改め、同項を同表四十三の項とし、別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表の次に次の一表を加える。

岐阜地域福祉事務所

事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項
一 生活保護法の施行事務	1 法第二十四条第一項及び第二十五条第一項の規定による保護の開始 2 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条	1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務

二 中国残留邦人

1 法第十四条第一項及び第

- 1 法第十四条第一項及び第二項の規定による保護の変更
- 2 法第二十六条の保護の停止及び廃止
- 3 法第二十八条第四項の規定による保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止
- 4 法第三十条から第三十七条の二までに規定する保護の方法の決定
- 5 法第六十二条第三項及び第四項の規定による保護の変更、停止又は廃止及び当該処分についての弁明の機会との付与
- 6 法第六十三条の規定により被保護者が返還する額の決定及びその徴収
- 7 法第七十六条の規定による遺留金品の処分
- 8 法第七十七条の規定により扶養義務者から徴収する費用の額の決定及びその徴収
- 9 法第七十八条の規定により不正な手段で保護を受け、又は受けさせた者から徴収する費用の額の決定及びその徴収
- 10 法第八十条の規定による保護金品の返還免除
- 11 法第八十一条の規定による後見人の選任の家庭裁判所への請求

1 所長決裁事項を除く法の

<p>等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行事務</p>	<p>三 身体障害者福祉法の施行事務</p>	<p>四 老人福祉法の施行事務</p>	<p>五 介護保険法及び平成一八年旧法の施行事務</p>
<p>三項の規定による支援給付の実施 2 第十四条第四項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる事項</p>	<p>1 第十八条の二第一項の規定による改善命令 2 第十八条の二第二項の規定による事業の制限命令又は事業の停止命令</p>	<p>1 第七十条第一項の指定 2 第七十条の二第一項（法第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の指定 3 第七十六条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 4 第七十七条第一項の規定による指定 5 第七十九条第一項の指定 6 第七十九条の二第一項の指定 7 第八十三条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 8 第八十四条第一項の規定による指定</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>9 指定の効力の停止 9 第八十六条第一項の指定 10 第八十六条の二第一項の指定 11 第九十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 12 第九十二条第一項の規定による指定 13 第一百一条の規定による介護老人保健施設の設備の使用の制限等 14 第一百二条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令 15 第一百三十一条から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 16 第一百五十一条の二第一項の指定 17 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 18 第一百五十一条の二第一項の規定による指定 19 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 20 第一百五十一条の二第四項の規定による指定</p>	<p>指定の効力の停止 9 第八十六条第一項の指定 10 第八十六条の二第一項の指定 11 第九十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 12 第九十二条第一項の規定による指定 13 第一百一条の規定による介護老人保健施設の設備の使用の制限等 14 第一百二条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令 15 第一百三十一条から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 16 第一百五十一条の二第一項の指定 17 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 18 第一百五十一条の二第一項の規定による指定 19 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 20 第一百五十一条の二第四項の規定による指定</p>	<p>指定の効力の停止 9 第八十六条第一項の指定 10 第八十六条の二第一項の指定 11 第九十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 12 第九十二条第一項の規定による指定 13 第一百一条の規定による介護老人保健施設の設備の使用の制限等 14 第一百二条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令 15 第一百三十一条から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 16 第一百五十一条の二第一項の指定 17 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 18 第一百五十一条の二第一項の規定による指定 19 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 20 第一百五十一条の二第四項の規定による指定</p>	<p>指定の効力の停止 9 第八十六条第一項の指定 10 第八十六条の二第一項の指定 11 第九十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 12 第九十二条第一項の規定による指定 13 第一百一条の規定による介護老人保健施設の設備の使用の制限等 14 第一百二条第一項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令 15 第一百三十一条から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 16 第一百五十一条の二第一項の指定 17 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 18 第一百五十一条の二第一項の規定による指定 19 第一百五十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令 20 第一百五十一条の二第四項の規定による指定</p>

<p>六 児童福祉法及び児童福祉法施行令の施行事務</p>	
<p>7 法第五十九条第三項の施設を設置者に対する改善勧告</p> <p>6 法第五十六条の規定により扶養義務者から徴収する費用の決定及び徴収</p> <p>5 法第五十条第六号及び第六号の三の県が支弁すべき費用の支弁</p> <p>4 法第四十六条第三項の規定による保育所等の設置者に対する改善勧告</p> <p>3 法第三十一条第一項の規定による母子生活支援施設に入所した児童の満二十歳に達するまでの在所措置</p> <p>2 法第二十三条第一項の規定による母子生活支援施設への保護等</p> <p>1 法第二十一条第一項の規定による助産施設における助産の実施</p>	<p>21 法第百十五条の三十五第六項の規定による指定介護サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止</p> <p>22 平成一八年旧法第七十条の二第一項の指定介護療養型医療施設の指定の更新</p> <p>23 平成一八年旧法第百三十三条の二第一項から第三項までの規定による勧告、公表又は命令</p> <p>24 平成一八年旧法第百十四条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の効力の停止</p>
<p>1 所長決裁事項を除く法及び施行令の施行に関する事務</p>	
<p>8 法第三十七条の規定による必要な書類の閲覧若しくは資料の提供の依頼又は必要事項の報告の依頼</p> <p>7 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十二条の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支払の一時差止めの決定</p> <p>6 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第十一条(同条第三号を除く。)の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の全部又は一部の支給の決定</p> <p>5 法第二十六条又は第二十六条の五において準用する法第五条第二項の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格の再認定</p> <p>4 法第二十一条第二項の規定による被災者として障害児福祉手当の支給を受けた者の所得の審査及び返還金額の決定</p> <p>3 法第二十一条第一項の規定による被災者の障害児福祉手当の支給の決定</p> <p>2 法第二十条及び第二十一条の規定による障害児福祉手当の支給停止の決定</p> <p>1 法第十九条の障害児福祉手当の支給資格の認定(法第二十六条の五において特別障害者手当に準用する場合を含む。次号から第四号までにおいて同じ。)</p>	<p>七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の施行事務</p>
<p>1 所長決裁事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>	

<p>十一 厚生労働大臣から知事に委</p>	<p>十 社会福祉法の施行事務</p>	<p>九 知的障害者福祉法の施行事務</p>	<p>八 昭和六〇年改正法第七條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（旧法）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（新法）、昭和六〇年改正政令及び昭和六〇年改正省令による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（旧省令）の施行事務</p>
			<p>1 旧法第二十六條において準用する旧法第十一條（同條第三号を除く。）の規定による手当の全部又は一部の不支給の決定 2 旧法第二十六條において準用する旧法第十二條の規定による手当の支払の一時差止めの決定 3 昭和六〇年改正法附則第九十七條第二項において準用する新法第二十條及び第二十一條の規定による手当の支給停止の決定 4 昭和六〇年改正法附則第九十七條第二項において準用する新法第二十二條第一項の規定による被災者の手当の支給の決定 5 昭和六〇年改正法附則第九十七條第二項において準用する新法第二十二條第二項の規定による被災者として手当の支給を受けた者の所得の審査及び返還金額の決定 6 昭和六〇年改正政令附則第五條第二項の規定による児童扶養手当の認定を受け、又は請求をしている者の手当の支給額の決定</p>
<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 所長決裁事項を除く旧法昭和六〇年改正法（附則第九十五條から第九十九條の二までの規定に限る。）、旧省令及び昭和六〇年改正省令（附則第二条から第六条までの規定に限る。）の施行に関する事務</p>
<p>十八 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する</p>	<p>十七 放送法の施行事務</p>	<p>十六 福祉行政報告例の施行事務</p>	<p>任された補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の施行事務 十二 障害者基本法の施行事務 十三 登録免許税法の施行事務 十四 民生委員法の施行事務 十五 岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の施行事務</p>
			<p>1 法第十七條第一項の民生委員に対する指揮監督</p>
<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 報告例の作成</p>	<p>1 施行細則第七條第二項の規定による納付書の交付 2 施行細則第七條の三の規定による督促 3 施行細則第七條の四の規定による納付書の交付及び違約金の徴収 4 施行細則第十八條第一項及び第二項の規定による調査、貸付申請調査及び意見書等の作成並びに申請書の進達 5 施行細則第十九條第一項の規定による申請書その他の書類の經由 6 施行細則第二十條の規定による貸付台帳の整備</p>

<p>る法律の施行事務</p>		<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>十九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行事務</p>		

別表第二「精神保健福祉センターの表二の項中「障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第三十二条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第三十二条の」の下に「規定による」を加える。

別表第二「農林事務所の表三の項所長決裁事項の欄第一号中「第三条第二項の」を「第三条第二号の規定による」に改め、同欄第二号中「第九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同表七の項中「養ほつ振興法」を「養蜂振興法」に、「養ほつ振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に、「岐阜県みつばち転飼条例」を「岐阜県養蜂振興法施行規則」に、「岐阜県みつばち転飼条例施行規則」を「岐阜県養蜂振興法施行規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第三条の」の下に「規定による」を加え、同表十の項第一号を次のように改める。

1 法第五十六条第一項から第三項までの規定による立入検査等
別表第二「農林事務所の表十三の項所長決裁事項の欄第三号中「法第九条の二の三第二項の」を「同条第二項の規定による」に改め、同欄第五号中「で準用する」を「において準用する」に改め、「第三百七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「設立認可」を「設立の認可」に改め、同欄第九号中「第五十八条の七第三項の」の下に「規定による」を加え、「からの」を「に対する」に、「聴取」を「求め」に改め、同欄第十号中「第五十八条の八の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「合併認可」を「合併の認可」に改め、同欄第十二号中「第四百四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第六六条の」の下に「規定による」を、「組合」の下に「又は中央会」を加え、同欄第十四号中「第六六条の二の」の下に「規定による」を加え、同表十七の項所長決裁事項の欄第四号中「含む」の「」の下に「規定による」を加え、

同欄第五号中「第五十二条第五項前段の」を「第五十二条第五項後段に規定する」に、「の権利者」を「に規定する権利者」に改め、同欄第六号中「第五十三条の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第五十三条の二の三第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第五十三条の二の三第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第八十九条の二第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第五十三条の八第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第五十四条の三の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第八十九条の二第十一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第九十四条の十第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十四号中「第一百八条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第一百九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十六号中「第二百二十条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十七号中「第二百二十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「第二百三十三條の」の下に「規定による」を加え、「検査」を「検査等」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「及び第十七項」を削り、「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に、「土地改良区等」を「規定による土地改良区」に、「の就任又は退任」を「又は清算人の氏名及び住所」に改め、同欄第二号中「第一百三十三條の三の」の下に「規定による」を加え、同表二十二の項中「施行事務」の下に「岐阜農林事務所、中濃農林事務所、可茂農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所に限る。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第十三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第三条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十三条第一項の」の下に「規定による」を加え、同表二十五の項課長専決事項の欄第一号中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同欄第二号中「立ち入り」を「立入り」に改め、同表に次のように加える。

二十六 電気事業
法（昭和三九年
法律第一七〇号）

1 法第四十二条第一項の規定による保安規程の策定及び届出

<p>及び電気事業法 施行規則（平成 七年省令第七七 号）の施行事務</p>	<p>2 法第四十二条第二項の規 定による保安規程の変更及 び届出 3 法第四十三条第一項の規 定による主任技術者の選任 4 法第四十三条第三項の規 定による主任技術者の選任 及び解任の届出 5 法第四十八条第一項の規 定による工事の計画の届出 6 規則第五十二条第三項た だし書の主任技術者に二以 上の事業場又は設備の主任 技術者を兼ねさせる場合の 承認の申請</p>	<p>1 条例第十五条及び第十七 条の規定による届出の受理 2 条例第十六条第一項（第 十七条第三項において準用 する場合を含む。）の規定 による関係市町村への届出 に係る書面の写しの送付及 び意見照会 3 条例第十八条第一項の規 定による必要な報告又は資 料の提出の依頼 4 条例第十八条第二項の規 定による立入調査及び関係 者への質問の実施</p>
<p>二十七 岐阜県水 源地域保全条例 （平成二五年条 例第二四号）の 施行事務</p>	<p>1 条例第十四条第二項の土 地所有者等に対する助言及 び指導 2 条例第十六条第二項（第 十七条第三項において準用 する場合を含む。）の規定 による届出者に対する助言 及び指導</p>	<p>1 条例第十五条及び第十七 条の規定による届出の受理 2 条例第十六条第一項（第 十七条第三項において準用 する場合を含む。）の規定 による関係市町村への届出 に係る書面の写しの送付及 び意見照会 3 条例第十八条第一項の規 定による必要な報告又は資 料の提出の依頼 4 条例第十八条第二項の規 定による立入調査及び関係 者への質問の実施</p>

別表第二「県民生活相談センター」の表を削る。

別表第二「流域浄水事務所の表」の項所長決裁事項の欄第二号中「第六十五条第三項」の下に「において準用する法第五十二条の第二項」を加え、同欄第三号中「第八十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号を削り、同欄第五号中「第八十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同項課長専決事項の欄第一号中「第八十条第一項の」の下に「規定による」を加え、同表七の項中「昭和三十九年法律第一七〇号」及び「平成七年省令第七七号」を削り、同項第一号

中「第四十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項第二号中「第四十二条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項第三号中「第四十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項第四号中「第四十三条第三項の」の下に「規定による」を加え、同項第五号中「第四十八条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項第六号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第三項ただし書」に改め、同表九の項第一号中「第十二条第七項の」を「第十二条第九項の規定による」に、「その他の処理」を「その他の処理」に改め、同項第二号中「第十二条第八項の」を「第十二条第十項の規定による」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令
次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 (昭 和 五 十 年 岐 阜 県 訓 令 甲 第 九 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別表岐阜県防災会議の項中「防災課長、原子力防災室長」を「原子力防災室長、防災課長」に改め、マギふ清流国体推進局総務企画課長」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>岐阜県消防・医療連携協議会</p>	<p>委員</p>	<p>危機管理統括監、健康福祉部次長（技術に関する事務を掌理する者に限る。）、消防課長、医療整備課長</p>
<p>岐阜県メディカ</p>		<p>危機管理統括監、健康福祉部次長（技術に関する事務を</p>

ルコントロール 協議会	委員	掌理する者に限る。)、消防課長、医療整備課長
----------------	----	------------------------

別表岐阜県公務災害補償等認定委員会の項の次に次のように加える。

岐阜県職員保健 審査会	委員	健康福祉部次長（技術に関する事務を掌理する者に限る。）、人事課長
----------------	----	----------------------------------

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程（昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は圏域」を削る。

第三条第一項中「危機管理統括監を含む」の下に、「以下同じ」を加え、「又は各振興局長（以下「部長等」という。）」を削り、「同条第二項中「部長等」を「部長」に改め、「及び各振興局長」及び「及び振興課長」を削る。

第四条（見出しを含む。）及び第五条中「部長等」を「部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。別表本庁の部知事直轄組織（危機管理課、防災課、原子力防災室及び消防課に限る。）の項中「防災課、原子力防災室」を「原子力防災室、防災課」に改め、同部ぎふ清流国体推進局の項を削る。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「淵上俊則副知事」を「高原剛副知事」に改め、同号イ中「総務部」の下に、「総合企画部（知事会及び地方分権に関する事項に限る。）」を加え、「県土整備部、都市建築部及びぎふ清流国体推進局」を「健康福祉部及び県土整備部」に改め、同条第三号イ中「総合企画部」の下に、「知事会及び地方分権に関する事項を除く。）」を加え、「健康福祉部」を削り、「林政部」の下に、「都市建築部」を加える。

第二条第一項第一号並びに第三条第二項及び第三項中「淵上俊則副知事」を「高原剛

副知事」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

岐阜県宿日直規程（平成十一年岐阜県訓令甲第四十号）の一部を次のように改正する。

別表中「岐阜県消防学校

岐阜県セフミックス研究所

を「岐阜県消防学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社